

○令和7年3月14日（金）

開議 午前10時00分

散会 午後4時25分

○出席委員（14名）

委員長	えびな 安 信
副委員長	塩 尻 英 明
委員	上 野 和 幸
委員	植 木 だいすけ
委員	皆 川 ゆきたけ
委員	たけいし よういち
委員	まじま 隆 英

委員	高 木 ひろたか
委員	高 橋 ひでとし
委員	菅 原 範 明
委員	石 川 厚 子
委員	高 見 一 典
委員	中 村 のりゆき
委員	松 田 卓 也

○欠席委員（1名）

委員	あ べ な お
----	---------

○出席議員（1名）

議長	長 福 居 秀 雄
----	-----------

○説明員

副市長	菅 野 直 行
経済部長	三 宮 元 樹
経済部次長	高 橋 慶 太
経済部経済交流課長	上 田 征 樹
経済部経済交流課主幹	小 松 一 恵
経済部企業立地課長	青 葉 拓 哉
観光スポーツ部長	菅 原 稔
観光スポーツ部スポーツ推進課長	松 田 英 志
観光スポーツ部スポーツ推進施設管理・合宿担当課長	山 内 善 裕
農政部長	林 良 和
農政部次長	杉 山 利 勝
建築部長	岡 田 光 弘
建築部建築総務課長	柴 昌 克
建築部建築総務課主幹	紙 谷 由紀子
建築部市営住宅課長	中 村 旬 辰

建築部市営住宅課主幹	村 上 卓 也
建築部市営住宅課主幹	前 川 典 宏
土木部長	富 岡 賢 司
土木部次長	時 田 秀 樹
土木部公園みどり課長	星 孝 幸
土木部公園みどり課主幹	和 田 光 矢
土木事業所長	石 持 真
水道事業管理者	佐 藤 幸 輝
上下水道部長	幾 原 春 実
上下水道部次長	高 橋 奉 裕
上下水道部次長	松 田 守 正
上下水道部次長	山 田 一 政
上下水道部管路管理課主幹	酒 井 晃
上下水道部水道施設課長	松 本 直 樹
上下水道部下水道施設課主幹	堀 田 幸 宏

○事務局出席職員

議会事務局長	稲田俊幸
議事調査課主査	佐藤友紀
議事調査課書記	朝倉あゆみ

議事調査課書記	桐山未悠
議事調査課会計年度任用職員	河合理子

○えびな委員長 ただいまから、予算等審査特別委員会総務経済建設分科会を開会いたします。

本日の出席委員は、ただいまのところ14名であります。

よって、開議の定足数に達しましたので、これより会議を開きます。

なお、本日の会議に、あべ委員から欠席する旨の届出があります。

それでは、昨日に引き続き、議案第44号の分担部分のうち経済建設常任委員会所管分、議案第46号、議案第52号、議案第53号、議案第61号の分担部分、議案第63号の分担部分、議案第64号の分担部分のうち経済建設常任委員会所管分、議案第83号及び議案第84号の以上9件を一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑願います。

○まじま委員 皆さん、おはようございます。

今日もよろしくお願いいたします。

まず、除排雪について伺っていきたいと思います。

8款2項2目の除雪費について、令和7年度予算の概要についてお示しをいただきたいと思います。

令和6年度と比べると予算が減額となっていると思いますが、その理由も併せてお示してください。

○石持土木事業所長 令和7年度除雪費は、35億2千830万円を計上しており、前年度当初予算より約9千万円の減となっております。

主な内訳といたしましては、地区総合除雪維持業務に係る費用が約29億4千900万円、雪堆積場の解体業務に係る費用が約2億4千500万円、雪堆積場の整理業務に係る費用が約2億5千100万円、その他雪堆積場の測量などに係る費用が約8千300万円となっております。

令和6年度より減となった主な理由といたしましては、近年の暖気による融雪の急激な進行を踏まえ、当初の想定排雪量を見直したことによるものとなっております。

○まじま委員 令和6年度と比較しても、排雪量が減るんだろうというふうな考えだということなんです。資料も出していただきました。2月末の数字までしか入っておりませんが、例年と比べるとすごく少ない数字が出ていますので、そういう可能性もあるのかなと思います。

それで、いろいろ、決算額、予算額、各年度の数字と、最大ダンプ数もいつもと同じぐらいのダンプが稼働していたということが分かりますけども、今年度はどんなシーズンだったのか、その特徴について伺いたいと思います。

○石持土木事業所長 今シーズンの2月末までの降雪量は、過去5年間の平均降雪量392センチメートルとほぼ同等の390センチメートルとなっておりますが、1月の降雪量は過去10年間で最低の67センチメートルとなるなど、1月以降は落ち着いた降雪状況で推移し、気温につきましても、12月は平均気温が例年より約2度低く推移したものの、1月以降は例年と比較して平均気温が約2度高く、特に最高気温がゼロ度前後で推移したことに伴い、融雪が進みました。1回目の生活道路の排雪作業後に極端な道路状況の悪化が生じなかったため、降雪量は平年並みではありますが、2月末までの排雪量は、過去5年と比較しても2番目に低い数値となっております。

今シーズンは、12月までは低温で多雪傾向があった一方で、1月以降は高温で少雪傾向と、これまでの気象状況から変化していることが強く表れたシーズンであったと感じております。

○まじま委員 降雪量は、ほぼ平年並みになったかなということですね。12月はまとまった降雪となりましたけれども、1月は、降雪も少なく、暖かかったということが特徴だと言われていました。最深の積雪も、令和4年度以降、ほぼ同じぐらいに推移しています。

そうした中で、生活道路1回目の排雪を、いつ頃、終えることができたんでしょうか。少雪の中ではありましたけれども、2回目の排雪はどのような対応をしたのか、答弁を求めたいと思います。

○石持土木事業所長 今シーズンの1回目の生活道路の排雪につきましては、年明けの1月6日から作業を開始し、2月5日に作業を終えております。

2回目の生活道路の排雪につきましては、1月以降の気象状況が少雪かつ高温傾向であったことから、2月上旬の段階で幅員が狭くなることや圧雪が厚くなるなど道路状況の悪化が生じなかったため、2月中旬以降の降雪に伴う除雪作業や雪割り作業後の道路状況をパトロールし、交差点や道路脇の雪山、圧雪の状況、道路幅員などを確認しながら、排雪作業が必要な箇所を選定し、2月中旬から3月10日にかけて排雪作業を行ったところです。

○まじま委員 必要な場所を選んで、2回目の排雪を行ったというふうなことです。

私の住んでいる地域も、3月になって2回目の排雪が入りまして、今シーズンはもういいのかなというふうに思っていましたけど、その後、暖気が入りまして、ざくざくになったんですね。ただ、排雪していただいたおかげで、その影響は小さかったというふうに思っています。

次に、今年度の苦情件数、これはどうだったのか、お示ししたいかと思います。

○石持土木事業所長 今年度の2月末までの改善要望件数につきましては、速報値で7千998件となっており、改善要望の内容としましては、ざくざくで車が走れないが最も多く、7千998件のうち、4千256件と約53%を占めております。

また、1月7日から16日にかけて、最高気温が高めに推移したことにより、市内一円でざくざく路面の発生が徐々に広がり、幹線道路や始業式に向けた通学路の排雪を進めながら、ざくざく路面の解消に昼夜取り組みましたが、10日間で全改善要望件数の約半数に当たる4千178件の改善要望を受けたところです。

○まじま委員 約8千件の苦情件数が、少雪ということもありますけど、あったということなんですね。4千件を超えるものがざくざく路面への注文だということですね。暖気で集中的に苦情が増えたということが分かりました。

昨年、決算のときに、ざくざく路面の対応について予防的な対応を行うというふうに答弁をされていたんです。今シーズンは、ざくざく対策にどのように取り組んできたのか、お示しをいただきたいと思います。

○石持土木事業所長 今シーズンのざくざく路面对策といたしましては、極端な大雪に備えた圧雪路面の削り取りや幅員確保のため、初冬期における新雪除雪時に往復作業の実施など、予防的な対応を実施しました。1月上旬から中旬にかけてざくざく路面が市内一円に徐々に広がった際には、根本的な解消を図るための排雪作業を行いながら、部分的なざくざく路面の削り取り作業を並行して実施し、1月20日に高温が予測された際には、事前に雪割り作業を実施するなど計画的対応を進め、さらには、プラス気温が予想された12月25日、1月6日、1月20日においては、ホー

ムページやSNS、くらしのアプリなどによる路面悪化や対応状況に関わる情報発信に取り組みながら、ざくざく路面对策に努めてきたところでございます。

○まじま委員 予防的な対応はやってきたんだ、暖気が入る前に事前に雪割り作業を実施するなどの対応をしてきたということでした。

そうした路面管理対策を見直してきたということであれば、これは、基本である計画のほうも、雪対策基本計画も見直す必要があるんじゃないかと思いますけれども、この点についての見解をお示しいただきたいと思います。

○時田土木部次長 雪対策基本計画は、平成27年の策定後、オペレーターの担い手不足や気象状況の変化などの課題に対応するため、令和4年1月に中間見直しを実施するとともに、取組の検証期間を十分に設けることや、上位計画である旭川市総合計画との整合性を図ることを目的に、計画期間を令和9年度までに変更したところです。

除排雪事業におきましては、ざくざく路面などの路面管理対策に加え、除雪センター機能の集約と充実や除雪DXの推進など、業務体制の見直しにも取り組んできたところであり、取組をしっかりと検証し、雪対策審議会や市民の意見も伺いながら、次期基本計画に見直しの内容を反映する考えであります。

○まじま委員 次に、人手不足のことについて伺いたいと思います。

オペレーターや排雪時の警備員が不足しているということが課題だと聞いておりました。この課題は解消に向かっているのでしょうか、見解をお示してください。

○時田土木部次長 除排雪に携わる除雪オペレーターや交通誘導警備員など担い手の確保につきましては、冬季の夜間作業といった業務特有の状況から、年々、確保が難しくなっていると伺っており、大きな課題と認識しております。

除雪オペレーターの登録人数は、10年前の平成26年度は685人で、その後、令和元年度は590人まで減少しましたが、それ以降、増加傾向となり、令和6年度には623人となっております。しかしながら、令和6年度における60歳以上のオペレーターは166人で全体の約3割を占めており、将来の除排雪体制の厳しい状況が想定されます。

担い手不足への対応は難しい課題ではありますが、今後も、除雪機械の運転免許の取得支援の継続のほか、ICTの活用による作業の効率化や安全性の向上により働きやすい環境づくりを推進するなど、除雪業務への入職と定着につながる取組を進めてまいります。また、除雪企業の経営安定化に寄与し、新たな雇用が促進されるよう、除雪予算の確保に加え、業務の負担軽減などについても引き続き検討を進めてまいります。

○まじま委員 オペレーターについては、増加傾向であるものの、年齢が60歳以上で将来的には厳しいという認識を示されました。それゆえ、ICTなどの活用を進めていくということなのかなと思いますが、除雪DX、パトロールの省力化、積雪センサー、そういったものが活用されるということなんです、積雪センサーやライブカメラの設置に取り組んでいる、その目的と効果についてお示しをいただきたいと思います。

○時田土木部次長 積雪センサーやライブカメラの取組については、令和6年度から、郊外路線のパトロールの省力化や除雪の出動判断の効率化を図るため、現地に積雪センサーやカメラを設置しまして、遠隔地でも気温や積雪状況などの観測ができる積雪状況監視・通報システムを構築し、西

神楽地区の旭川空港アクセス路線の1か所で運用を開始しました。除雪企業からは、スマートフォンやパソコンでいつでも現地の積雪状況を確認できますことから、パトロールの省力化につながったとの意見を伺っております。

令和7年度は、システムの運用を郊外全域に拡大するため、新たに12か所に追加設置し、業務全体の効率化や除雪センターの負担軽減に取り組んでまいります。

○まじま委員 次は、地区統合について伺いたいんですが、スケールメリットを生かすということで地区統合を行ってきたと思います。これによって、地域差は解消されたのでしょうか。

○石持土木事業所長 地区統合につきましては、企業体内の応援体制の強化や、市民からの要望が多い地域間格差の解消を目的として、令和3年度から進めているところです。

地区統合に伴い、除雪作業につきましては、出勤判断を統合地区内で統一して実施しており、排雪作業については、生活道路の排雪には約1か月間要することから、冬季の道路幅員や土地利用状況、除雪の仕方など、地域特性による道路状況の違いのほか、雪堆積場の搬入量や使用状況を踏まえた排雪作業を計画的に進め、作業の遅れが生じることが予測された場合は統合地区内で応援体制を取るなど、地域格差が大きくなるよう作業を進めているところでございます。

○まじま委員 次に、歩道の除雪について伺いたいと思います。

少雪ではありますが、地域を歩いてみると、意外に歩道除雪に対する苦情をお受けしたんですね。

令和7年度における歩道除雪の予算と地区総合除雪維持業務に占める割合、取組状況について伺いたいと思います。

○石持土木事業所長 令和7年度の除雪費のうち、歩道除雪約580キロメートルの実施に要する費用としては約1億200万円を計上しており、地区総合除雪維持業務に占める割合といたしましては約3.5%となっております。

通学路をはじめとした歩道除雪については、除雪シーズン前に、市内の小中学校から歩道除雪の要望を受け、交通量や道路構造などの現地確認を行いながらその実施に努め、始業式前の学校周辺の排雪や全市一斉の歩道除雪を実施するなど、通学児童生徒の安全に配慮した取組を引き続き行ってまいります。

○まじま委員 いろいろ労務単価が増えている中で、約3.5%というふうに言われましたけど、これで十分とは言えないのかなというふうにも思います。この点、歩道の除雪については、市民意見をしっかりと聞いていただきたいなというふうに思います。

今シーズンは、少雪の中でも、雪の降り方に特徴があるということが述べられていたと思います。そういう意味では、少雪の中でも今後につながる部分はあるかと思いますが、今後に向けてどういうふうな対応を行っていくのか、見解を伺いたいと思います。

○高橋土木部雪対策担当部長 除排雪につきましては、降雪の量のほか、暴風雪や集中的な降雪といった雪の降り方ですとか、暖気等の気温の変化など気象の状況に大きく影響されますので、気象状況の変化に対応できるように、これまで、除排雪作業の応援体制の構築や、大雪にも対応可能な雪堆積場の確保などに取り組んできたところでございます。

今シーズンにつきましては、結果的に例年と比べ、少雪傾向となっておりますが、シーズン中は常に大雪等があることを想定して体制を整え、備えておりました。また、先ほど、所長のほうからも答弁がありましたが、例年とは違い、1月上旬から気温が上昇する日が連続したことによりざく

ざく路面が発生し、その対応に追われるなど、気象状況に応じた対応の難しさを改めて感じているところでございます。気象の変化に対応していくためには、計画的かつ予防的な除排雪作業を進めていく必要があります、あらかじめシーズンを通した体制の確保や資機材の準備を進めていくことが重要と認識しております。そして、このような体制を強化していくことが、冬季の円滑な道路交通網の確保につながるものと考えております。

間もなく今シーズンの除排雪作業が終了しますが、来シーズンに向けまして、今シーズンの、特に暖気への対応などで得た課題の検証を行い、冬の快適な生活環境の確保に向けて、より効果的な除排雪に取り組んでまいります。

○まじま委員 今、部長から答弁をいただきましたので、この点については終わりたいと思いますので、退席していただいて結構です。

次に、住宅改修補助金について伺っていききたいと思います。

令和7年度の住宅改修補助金の事業概要について、まず、お示しいただきたいと思います。

○紙谷建築部建築総務課主幹 住宅改修補助制度は、省エネルギー型及び維持保全型の2種類があり、住宅の省エネルギー化や維持保全に係る工事費用の一部として補助金を交付し、良質な住宅ストック形成を目的としております。

事業費は3千266万8千円で、補助金に係る予算額は、省エネルギー型150件、1千500万円、維持保全型300件、1千500万円としております。

○まじま委員 今回、資料を用意していただきました。省エネ型で1千500万円、維持保全型で1千500万円が計上されている、トータルで3千万円ということですね。

昨年、維持保全型が、突然、予算ゼロとなったことを考えると、昨年の質疑が生きたというふうに考えております。

そこで、紆余曲折があったわけですけど、令和6年度はどういう状況になったのか、資料を見ながら、どういうふうを考えているのか、伺っていききたいと思います。

○紙谷建築部建築総務課主幹 予算現額3千万円に対し、決算見込額は2千380万3千円で、補助交付の実績件数としましては、省エネルギー型は131件の補助申請に対し、127件の補助金交付、維持保全型は304件の補助申請に対し、300件の交付となっております。維持保全型の4件につきましては、工事の取りやめなどによる取下げ申請によるもので、今年度につきましては、抽せんなしで交付決定しております。

○まじま委員 省エネについては131件の申請があった、維持保全型は304件の申請がありましたと。取り下げた方は4件ありますけど、条件が変わっても人気がある事業だということが示されたんじゃないかというふうに思います。

令和6年度、要件を変えたと思いますが、どんな条件にしたんでしょうか。

○柴建築部建築総務課長 令和5年度の維持保全型につきましては、築年数10年以上の住宅に対し、対象工事費は税込み30万円以上としておりました。補助額は対象工事費の10分の1、かつ上限10万円とございました。6年度の見直しにつきましては、築年数を15年以上、対象工事費を税込み100万円以上の工事費としております。補助金は一律5万円に見直しをしております。あわせまして、省エネ型の補助につきましても、対象工事費の3分の1から、6年度については、維持保全型と合わせ、10分の1にしております。5年度までは、維持保全型と省エネ型を明確に

区分して運用してまいりましたが、6年度につきましては、住宅改修補助金の中で弾力的に運用するというような運用に変更しております。

○まじま委員 次に、昨年度は、要望書も業界の皆さん、事業者の皆さんから提出されたということがありましたから、丁寧な対応が必要だと考えておりますが、それでは、事業者の皆さんの声を聞いているのでしょうか。

○柴建築部建築総務課長 平成30年頃につきましては、事業者向けの説明会というのを実施していたというふうに伺っておりますけれども、この制度につきましては、平成25年から10年以上実施してきておりまして、市内中小事業者の経営にも直接結びついているというふうに伺っていることもありまして、制度内容につきましては事業者の方には十分伝わっているんだろう、浸透しているものというふうに認識をしております。

したがって、近年では個別の事業者向けの説明会というのは実施しておりませんが、申請全体の75%が事業者の方が代行して申請をされておられて、窓口、それから電話等々のやり取りにつきましても事業者の方がほぼ占めていると。その中で、様々な御意見などを伺いながら、一部、その事業の運用につきましては変更を加えながら実施をしているところでございます。

○まじま委員 令和7年度の予算で維持保全型が1千500万円ということは、これまでと同じような水準なのかなと思います。これについて、予算の拡充は求めたのでしょうか。

○柴建築部建築総務課長 建築総務課で3本の補助金を所管しておりまして、昨日、中村のりゆき委員から質疑がありました地域材の補助金、それから住宅改修補助金、それと雪対策の補助金と3本ありますけれども、令和7年度の予算編成の推進計画事業調査の中で、既存の臨時事業については一般財源をマイナス10%ということで定められておりましたが、6年度と同様で要求をさせていただき、大変厳しい財政事情というふうに伺っておりましたが、予算措置をされたというところでございます。

○まじま委員 資料を見て分かるのは、省エネ型の実績を見ると、予定より少ない状況ではなかったかというふうに思います。事業費全体を考えると、600万円ほど不用額が出るのかなというふうに思いますが、昨年はゼロになったところからのスタートでしたので、緊急的に5万円の補助額でということで話が進んでいきました。

で、私が考えているのは、物価高騰が続いているわけですね。住宅のリフォームを検討している方の負担が大きくなることを考えると、これまで同様の10万円というふうにしていく必要があると思うんですけど、この点についての見解を伺いたいと思います。

○柴建築部建築総務課長 令和元年度から令和5年度までの5年平均の倍率で申し上げますと、省エネ型が1.64倍、維持保全型が2倍となっております。補助金を10万円とした上で維持保全型が1倍というふうになるためには、3千万円が一般財源で必要となります。厳しい財政事情ということなので、7年度予算では、省エネ型1千500万円の財源を充当率50%の道補助金から充当率100%の国の交付金に変更して充てるなど、財源確保を行いながら予算編成に臨んだというところでございます。また、6年度の維持保全型は、想定していた300件、1千500万円を超える申請があり、304件の受付を行い、最終的に300件というところでありました。

省エネ型と弾力的に運用することで想定以上の申請を受理できたというふうに考えておりますので、来年度につきましても柔軟に対応しながら、予算の範囲の中で、なるべく多くの方に補助決定

できるように努めてまいりたいと考えております。

○まじま委員 柔軟にということが言われたので、その後の動きを見ていきたいなというふうに思います。

旭川市は、やはり、個人とか中小事業主が多いわけですね。そうした事業者が元気になっていただくことが必要だと思うんです。例えば、公共交通の事業者の経営が大変となれば、何かしらの対応を市は考えてきたわけですね。担当部局は違いますが、それと同じことが言えるんじゃないかと。建築部が建築業界全体の状況を考えていく必要もあるんじゃないかなというふうに思います。

次に、地域材活用住宅建設補助金、令和6年度と同額となっております。令和6年度の交付見込み、それと、令和7年度の交付予定件数、どのくらいになるのか、お示しをいただきたいと思います。

○紙谷建築部建築総務課主幹 令和6年度の交付予定件数は23件で、令和7年度は予算額ベースで21件を見込んでおります。

○まじま委員 この地域材活用住宅建設補助金は、CO₂を削減する効果があるというふうに述べられていたと思います。

それでは、これ、今、21件を令和7年度は見込んで、令和6年度は23件実施したということなんですが、どれくらいの環境性能に資するものなのか、お示しをいただきたいと思います。

○紙谷建築部建築総務課主幹 都市の木造化推進法による基本理念では、森林による二酸化炭素の吸収作用の保全と強化、二酸化炭素の排出の抑制、山村その他の地域経済の活性化の3つの意義が示されております。

戦後植林された国内の森林資源が本格的な利用期を迎える中、木材需要の約4割を占める建築物における地域材の利用促進が重要であるとされています。木は、大気中の二酸化炭素を吸収し、酸素を放出するほか、炭素を吸収、固定化させることが可能であります。そういったことで、森林を育成、保全することによる効果はもちろんですが、製品化された建築製材にも二酸化炭素は固定化され続けますことから、この炭素を貯蔵する効果を活用した木造建築を増やしていくことが、脱炭素社会の実現を後押しするものと認識しております。

○まじま委員 そういうことを聞いているわけではなくて、この補助金は、維持保全型の予算を削ってまで進めたいというものでありましたよね。それであれば、このCO₂の削減効果はどのくらいなんだというふうな具体的な説明が必要だと思うんです。それについて、もう一回、答弁を求めたいと思います。

○柴建築部建築総務課長 住宅におけるゼロカーボンという部分につきましては、高断熱、高气密な住宅にすることで省エネを図り、エネルギー消費量を抑制するというふうに理解をしております。

本市の住生活基本計画の中で、成果指標を定めているもの、認定長期優良住宅というものがありますが、断熱効果の高い住宅の一つであります。これの割合、令和3年ベースで9.6%、これを令和9年までに20%にするというような成果指標を設けております。令和5年度の数値で言いますと10.7%、微増という状況にあります。

我々といしましては、このままのペースでいきますと、令和9年20%というのは難しいというところではありますが、これを伸ばしていくというような政策展開も必要であろうというふ

うに考えております。

また、物価高騰、エネルギー価格の高騰に伴いまして、市民生活に多大な影響を及ぼしているところで、住宅建築に当たりまして、環境負荷の低減とエネルギーコストの低減が期待できる省エネ性能の高い住宅を建てていただくような意識の醸成をしていく必要があるということもありまして、地域材の補助金については、そういう側面を持ちつつ実施しているということになります。

○まじま委員 次に進みます。

旭川産材の循環利用、地産地消などの必要性が述べられておりました。これらの課題は、建築部だけでなく、農政部などとも連携して全庁的なものにする必要があると思いますが、この点についての見解を伺いたいと思います。

○柴建築部建築総務課長 委員がおっしゃるとおり、市有林を所管しております農政部との連携は当然必要だというふうに考えておりますし、旭川市森林組合などに働きかけを行いながら、民有林の活性化、活性化といいますか、循環を促すような取組もしていかなきゃいけないというふうに考えております。

旭川産材を安定的に供給するためには、木材業界のみならず、農政部、それから、環境面では環境部、様々な方々との連携が必要だというふうに考えておりますし、「伐って、使って、植えて、育てる」という人工林の循環サイクルの構築というのも大事な部分というふうに認識をしておりますので、森林整備の面についても、庁内のみならず、皆さんと協力して進めていきたいというふうに考えております。

○まじま委員 昨日も質疑の中で言われていたと思うんですけど、新築住宅着工件数は、人口減少が続く中で、私は今後も増えていくことはなかなか想定しにくいんじゃないかなというふうに思っています。波及効果や地域経済のことに触れているかと思いますが、総合的に見ると、やはり、リフォームに力を入れることが重要ではないかというふうに思っています。

その点についての見解を伺いたいと思います。

○岡田建築部長 今、委員の御指摘のとおり、人口が減っていく中、住宅着工件数が減っているということでございますけれども、地域材活用住宅建設補助金において、地域材の利用を促進することで省エネルギー性能が高い住宅を後押ししていくという考え方で現在進めておりまして、また、2世帯ですとか子育て世帯の住宅取得に伴う負担を軽減するということで、今後、残り続ける良質な住宅ストックを形成し、これを次世代へ継承していくというふうに考えているところでございます。旭川産材を住宅建築に利用するためには、人工林の循環利用ですとか、そういったものが必要になり、この補助金をきっかけに安定的に住宅用建材を旭川産で供給していくという循環サイクルを構築していくということ、あるいは、旭川産材の生産、加工、住宅建設まで一貫して地元で行うという旭川産材の地材地消、こういったことを進めることで、林業、木材産業の活性化、それから新たな需要の創出ということができると考えております。

本市における住宅着工件数は、人口減少だけではなくて、委員が御指摘のとおり、物価高騰ですとか、あと、人件費の高騰などによってここ数年大きく落ち込んでいるのが続いておりますけれども、このことによって、地域経済ですとか雇用に及ぼす影響は甚大であると。また、新築住宅が今後減り続けていくということになりますと、その住宅をリフォームするというリフォーム市場への

影響も大きくなっていくということが考えられますことから、この補助制度につきましては、住宅の着工を促すということで、建設業界のみならず、様々な産業への波及効果を期待して、幅広く地域経済を後押ししていくものと考えて事業に当たっているところでございます。

○まじま委員 この地域材活用住宅建設補助金を前に進めていくというようなことを述べられたわけですが、令和6年度、申請が300件あったという、304件あって4件取り下げた人がいるということなんですけども、これ、改めて、リフォーム需要を確認できたということになると思うんですね。

そうした中で、令和6年度を踏まえて、物価高騰が続いていく中で、このリフォームに対する今後の方向性、どんなふうに考えているか、お示しいただきたいと思います。

○岡田建築部長 令和6年度につきましては、結果として補助金が10万円から5万円になったというところでございますけれども、抽せんすることなく、申請をされた全ての方が交付予定となったということにつきましては、昨年のまじま委員の議会質疑などを踏まえた上で、築年数ですとか、見積金額などの条件設定を見直して300件の申請を想定したものでございますけれども、304件の申請が実際にございまして、交付決定が300件となったところにつきましては、関係された皆様に、一定程度、御理解をいただいたことと、御協力があったことというふうに考えております。

補助金額が減額となりましたが、想定した300件の申請があったということにつきましては、維持保全工事を行おうとする意欲が補助金の減額によってそがれるということにはならず、引き続き、所有者の管理意識が希薄化するということにはつながっていないというふうに認識をしているところでございまして、昨日の中村のりゆき委員の質問の中でもお答えしましたが、管理意識の希薄化ということを建築部としては空き家の増加要因として考えておるところですけれども、空き家の増加傾向の直接的な原因にはなっていないというふうに認識をしております。

新年度の補助金の受付開始時期などについても、多くの市民からも、現在、問合せをいただいているところでございますので、丁寧な対応をしていきたいと考えてございます。

また、大変厳しい財政状況の中に置かれて、限られた財源の中でより多くの方に補助金が交付できるように、住宅改修の補助金のみならず、住宅の雪対策補助金なども含めまして柔軟な事業執行に努めていきますとともに、地域材活用住宅建設補助金についても、他の補助金と同様に、令和7年度の申請状況等によっては制度のさらなる見直しも必要であるというふうに認識をしております。補助金額の設定などについて適切に判断してまいりたいと考えております。

○まじま委員 繰り返しになりますけど、個人の家の価値を高めるという部分もありますけれども、業界の皆さんの経営活動を後押しするという側面もありますので、見直しを十分にしていればというふうなことを申しまして、住宅改修補助金については質疑を終えたいと思います。

退席していただいて結構です。

次に、水道局に伺いたいと思います。

私は、大綱質疑でも一回聞いていますけど、まず、減免制度について、1問だけ伺いたいと思います。

福祉灯油というのが今年はなかったですけども、以前、何年か連続して行われました。そのときに、生活保護世帯に対しても福祉灯油は支援されたわけですね。水道局は、減免制度をやめるに当たっては、生活保護費に光熱水費が含まれているというふうな見解をずっと持っていましたけど、

福祉灯油は一方では生活保護世帯にも支給をしていたということで、やはり、そうしたことを十分に配慮する必要があると思うんですね。

そうした市の中でやってきたこととの整合性のある、まず、答弁を求めたいと思います。

○高橋上下水道部次長 生活保護世帯に対する減免制度につきましては、水道、下水道の拡張整備普及時期に急激かつ度重なる料金改定を実施しており、その負担の緩和を図る目的から、水道料金につきましては昭和44年、下水道使用料につきましては昭和52年に導入したものでございます。その後、水道、下水道ともに普及が図られ、維持管理の時代に移り、制度としてはより福祉的な性格が強くなり、平成20年度の見直しを経て今日に至っております。

減免制度の導入から相当の期間が経過しており、社会情勢の変化、市の厳しい財政状況や受益と負担の公平性などを踏まえ、見直しが必要なものと認識し、市長部局と協議をしながら、必要な手続を経た上で検討を進めてまいりました。

また、当初は、令和4年度の料金改定と同時期での廃止を予定しておりましたが、コロナ禍や物価高騰等による市民生活の影響を踏まえ、約2年間にわたり制度を維持していくことに加えまして、生活保護世帯などの減免対象者への急激な負担増に対しましては激変緩和措置を実施するなど、一定の配慮を行った上で見直しをさせていただいていることを御理解いただきたいと考えております。

○まじま委員 まだ配慮が必要だというふうに述べて、この点については、石川厚子委員に託したいというふうに思います。

私のほうは、上下水道の建設改良費について伺っていききたいと思います。

昨日も質疑があったんですけども、旭川市の水道管の総延長と法定耐用年数を超えた管の割合、経年化率について伺いたいと思います。

○酒井上下水道部管路管理課主幹 旭川市の水道管の総延長につきましては、2千243キロメートルとなっており、法定耐用年数の40年を経過した管路延長約608キロメートルの割合、経年化率は約27.1%となっております。

○まじま委員 今、後期財政計画になっているかと思います。それに基づいて水道管の整備も行ってきていると思うんですけども、1年間にどれくらいの距離になっているか、伺いたいと思います。

○松本上下水道部水道施設課長 水道管路の更新につきましては、漏水の多いTS接続型継ぎ手の塩化ビニール管を中心に進めており、過去5年間で申しますと、令和2年度は18.3キロメートル、令和3年度は17.2キロメートル、令和4年度は19.0キロメートル、令和5年度は24.0キロメートル、令和6年度は25.0キロメートルの見込みとなっております。

○まじま委員 昨日もありましたけど、ストックマネジメントという考え方を取り入れて、リスクの高いところから対応しているというふうに思いますけども、今、言われたような更新状況で大丈夫なのか、確認をさせていただきたいと思います。

○松田上下水道部次長 現在、管路全体の約1%に相当する延長の更新を漏水の多いTS接続型継ぎ手の塩化ビニール管の取替えにより実施しておりまして、更新に当たりましては、100年間の使用が期待できる管種を採用することに加え、漏水が発生していないかの監視を強化するなど、しっかりとした維持管理にも取り組んでいるところでございます。

○まじま委員 しっかり取り組んでいるということなんですけど、漏水が発生していないかの監視を強化するということなんですけど、それじゃ、令和6年度、漏水件数はどのくらいあったんでし

ようか、その辺の状況についてお尋ねをしたいと思います。

○酒井上下水道部管路管理課主幹 令和6年度の漏水件数につきましては、3月13日現在で26件となっております。また、塩化ビニール管につきましては、TS接続型継ぎ手の漏水発生率が高いことから、優先して管路更新を進めてきており、令和5年度末時点での残延長が112キロメートルとなっているところであります。

○まじま委員 それでは、漏水の主な原因についてはどのように把握をされているのでしょうか。

○酒井上下水道部管路管理課主幹 発生している漏水の多くは、塩化ビニール管のTS接続型継ぎ手であり、その原因といたしましては、継ぎ手部分の劣化等によるものでございます。

○まじま委員 劣化によるものということですので、優先順位はそれぞれあるんでしょうけど、しっかりと対応していただきたいということを述べておきたいと思います。

下水道管の整備についても伺っていきたいんですが、これも後期財政計画にのっとって行われていると思いますが、1年間にどれくらいの距離を整備されているのか、伺いたいと思います。

○山田上下水道部次長 下水道管路の更新につきましては、標準耐用年数50年を迎える下水道管の老朽度調査や腐食が生じやすい箇所における4年ごとの点検を実施し、腐食やひび割れなどの劣化により更新が必要な箇所におきまして更新工事を実施しております。

過去5年間で申しますと、令和2年度は1.2キロメートル、令和3年度は1.4キロメートル、令和4年度は1.5キロメートル、令和5年度は1.7キロメートル、令和6年度におきましては1.5キロメートルの見込みとなっております。

○まじま委員 今、毎年どのくらいということを示していただきましたけども、改めて、八潮市で起きた道路陥没事故を受けて、この間、緊急自主点検を行われたということですが、その実施した基準と点検内容について伺いたいと思います。

○松田上下水道部次長 埼玉県八潮市の道路陥没事故を受け、国土交通省は、流域下水道管理者が管理し、晴天時の日最大処理水量が30万立方メートル以上の下水処理場に接続する内径2メートル以上の下水道管路を対象に、腐食等の施設の異状により道路陥没のおそれがないか、目視による緊急点検を行うよう要請を出されました。

本市の下水道は、この基準に満たないため、国の要請の対象ではありませんでしたが、点検対象に類似する内径2メートル以上の幹線について、その布設された道路の状況と、腐食が起こりやすいとされる落差の大きい箇所について緊急自主点検を実施し、管の損傷など異状がないことを確認しております。

○まじま委員 八潮市で起きた下水道のあの事故について、老朽化した下水道が原因だということで、その後も全国で事故が相次いでいるということは昨日もお話が出ていました。

大綱質疑で、令和5年度末までに対策が必要な下水道管18.6キロですか、これは更新しているということだったんですけども、今後も更新は必要ですね。そうしたときに、何が必要かっていうと、もちろんお金も必要なんだけど、維持管理に技術者が必要だと思うんです。ただ、この技術者の養成がどうなっているのか。必要だと思っはいると思うんですけど、その点は、今、現状どんなふうになっているのかを伺って、水道局に対する質疑は終えたいというふうに思います。

○幾原上下水道部長 下水道施設の維持管理についてでございますけれども、委員が御指摘のとおり、土木技術者などの確保や養成は大変重要なものと認識しているところでございます。

上下水道や道路、橋梁などのインフラに関する工事や維持管理を担う土木技術者などの確保については、生産年齢人口の減少、あるいは働き方改革により厳しさを増しているところがございます。官民共通の全国的な課題となっているところでもございます。

本市におきましては、国や北海道のほか、建設業など関連団体と連携しながら土木技術者の確保に努めるとともに、国や関連団体等の研修などを通じまして技術向上を図っているところでございます。今後におきましては、D X、A Iを活用し、維持管理の効率化、高度化を図りながら、土木技術者を確保していくことで、強靱で持続可能な上下水道システムの構築に努めてまいりたいと考えております。

○まじま委員 以上で、水道局への質疑は終わりたいと思います。

最後、農政部に、昨日も質疑がありましたので、さらさらと終わっていきたいというふうに思っています。

6 款 1 項 3 目のスマート農業・省力化技術導入支援費、この事業概要について伺いたいと思います。

○杉山農政部長 農業における担い手の減少、高齢化等により労働力不足が顕著になる中で、スマート農業技術を導入することにより農作業の効率化を図り、労働力負担を軽減することを目的としております。

令和 7 年度は、G P S ガイダンス・自動操舵システム及び水管理システムの導入支援を実施する予定でございます。

○まじま委員 農業について、私は素人ですので、よく分からない部分もあるんですけども、旭川市内の農業従事者数の推移、これについてお示しをいただきたいと思います。

○杉山農政部長 農業経営体数で申し上げますと、平成 2 2 年が 1 千 3 9 7 経営体、平成 2 7 年が 1 千 1 9 6 経営体、令和 2 年は 9 0 2 経営体と減少傾向が続いております。

○まじま委員 少なくなっている理由って、様々あると思います。後継者がいないとかっていうのも大きな要素の一つだというふうに思います。

こうやって農業に従事する方が減ってきていることに対して、旭川市としてどういう問題意識を持っているのか、お示しをいただきたいと思います。

○杉山農政部長 本市の農業者が減少するということは、本市の農業を維持、発展させていくという意味で大きな課題であるというふうに認識しております。

そういったことから、本市としましては、まずは減少に歯止めをかけることが大切ではないかと考えておりますが、あらゆる産業で人手不足が深刻になっておりますので、そういった現実を見ますと、やはり、人が減少する中でも今の営農を維持できるように様々工夫をしていくことが大切だと考えております。その中では、やはり、スマート農業技術の導入であったり、農地の基盤整備であったり、営農の効率化を図っていくということが非常に大切だと考えております。

○まじま委員 問題意識を述べていただきました。

それでは、従事者数は少なくなっていますが、従事者の事業規模はどのようになっているのでしょうか。

○杉山農政部長 農業従事者の事業規模につきましては、1 農業経営体当たりの経営耕地面積で申し上げますと、平成 2 2 年は 9 . 6 4 ヘクタール、平成 2 7 年は 1 1 . 2 2 ヘクタール、令和 2

年は13.01ヘクタールと年々増加しております。

○まじま委員 平成22年と比べると、随分と増えているということが分かりました。

農政部として、このスマート農業の技術導入の需要についてどのように把握をしているのか、お示しいただきたいと思います。

○杉山農政部次長 需要につきましては、次年度の予算要求までに農協を通じて各支援内容ごとの農業者の希望を調査し、把握しております。

○まじま委員 このスマート農業の技術を使うに当たって、便利な機械なんだろうけど、結構高額で使いづらいっていうふうな声も聞いたりします。今の農業経営で利益につながるのかなあというふうな疑問もありまして、この点についてはどのように考えているか、お示しいただきたいと思います。

○杉山農政部次長 スマート農業技術は、担い手減少への対応や労働力負担の軽減に大いに貢献するもので、1経営体の経営耕地面積が増加傾向にある中、同技術の導入による営農の効率化は、本市農業を持続するために必要であると認識しております。

スマート農業技術も含め、農業機械は高額になっておりますが、その分、営農の効率化に結びついており、令和5年度の国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、通称農研機構と言われている組織ですが、ここのスマート農業実証プロジェクトの報告によりますと、スマート農業の導入により、法人経営、個人経営ともに収入、利益、所得が向上することが示されております。

○まじま委員 機械を導入しても、その後のランニングコストが高額になるんじゃないか、経費がかかり過ぎるということがないのか、この点についての問題意識を伺いたいと思います。

○杉山農政部次長 令和7年度に導入支援する予定の自動操舵システムは、GPSの位置情報の精度を補正するための基地局を利用するのに年間5千円から1万円程度の費用がかかると伺っております。同じく水管理システムにつきましては、通信料が無料のものや、月額8千円程度かかるものがあるというふうに伺っております。

先ほど申し上げましたスマート農業実証プロジェクトの報告によりますと、これらの機器の導入により、自動操舵システムでは2割程度、水管理システムでは7割程度の労働時間が削減されるとされておりまして、ランニングコストと比較しても十分な効果があると認識しております。

○まじま委員 スマート農業の推進ということは必要なかもしれませんが、去年の決算のときにもちらっとお話しさせていただきましたけども、中小の規模で営農されている方も、非常にやっていきたい思いは強いんだけど、なかなか支援もないしっていうようなことを言われていまして、そういう意味では、大きなところに対する支援というのも必要かもしれませんが、そういった中小の方への支援というのもしっかりとやっていく必要があると思いますけど、その点についての考えをお聞かせいただいて、私の後半の質疑を終えたいと思います。

○林農政部長 農業従事者の規模の違い等々でいろいろと御質疑をいただきました。

私ども旭川市の、本市の農業振興、農業の強みということで考えると、もちろんお米というのがまず来ますけれども、やはり、これまでもたくさん申し上げていますが、少量多品目の野菜類、こういったものも非常に本市農業の特徴というか強みの一つだと思っています。特に、お米については、大区画化も含めて大規模農家さんが多いんですけれども、野菜なんかは、当然、手作業がまだ多い部分もあって、中小農家の方が非常に多いということからいけば、当然、スマート農業で見

られるような大規模農業事業者の方々への支援だけではなく、こういった中小農業従事者への支援、こういったものが極めて重要だと思っていまして、これまでも、様々、暑熱対策資材ですとかビニールハウス、こういったものへの補助をやっておりますし、新年度については、水稻の育苗作業の省力化を図るような、そういったビニールシート、こういったものも新たに導入支援をしていくということで、今、予算案を組ませていただいております。

で、こういった資材だけではなくて、スマート農業が大規模農家向け、それ以外は中小農業者向け、そういうことではなくて、同じ省力化についても、ＩＣＴを活用して中小農業者の方にも活用いただけるような、そんなものも今後出てくる可能性だってありますし、今現在、活用できるものがある可能性もあります。

そういったものも我々は十分研究していく必要があると思っておりますし、いずれにしても、農業規模にかかわらず、総合的にいろいろ判断した中で、もちろん、我々は、農家の方々と、常々、意見交換もさせていただいておりますし、そこで酌み取った声も含めて、本市農業全体の発展に寄与するよう、我々もしっかりと支援をしてまいりたいと考えております。

○塩尻副委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前１１時０１分

再開 午前１１時０２分

○塩尻副委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○植木委員 こんにちは。

旭川市民連合の植木だいですけです。

前半の総務常任委員会分の質疑では、６つのテーマに取り組ませていただいたんですけども、ちょっと時間配分だとか、あと、組立ての問題とかもありまして、後半の経済建設常任委員会分ということで、１つ、市営住宅の中で、いろんな角度があると思うんですけども、私が気になった部分で進めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

旭川市民連合、私の入った会派で秋に市営住宅の視察を行いました。老朽化で将来的に建て替えが必要となる、予定している神楽岡のニュータウンと、そして、同じく建て替えによって完成したばかりの第２豊岡団地のほうを視察しました。

神楽岡ニュータウンは、ちょっと見ると、私が生まれた１９７１年から建て始まって、１９７７年までということで整備されて、市内最大の市営団地、３２棟の７６７戸っていいますから、それぞれの戸に４人ぐらい住んでいたとすると、３千人ぐらいの規模の本当に一つの大きなまちであったんだろうなと。そして、当時の時代背景ですとかを考えると、その地域も本当に活気があったのだろうなというふうに感じております。

あわせて、今と市営住宅の役割とかニーズっていうのも大きく異なっていると思いますが、その中で、神楽岡ニュータウンで、新たに修繕を行って、これからまさに募集ができるような状態になったお部屋、そのお部屋は、もう本当に古いと言いながらも、５０年前ぐらいの建物と言いながらも、大変きれいに修繕されていて、私は、３５年前ぐらいに大学に進学したときに下宿に入っていたんですけども、当時の下宿と比べてもはるかにきれいで、まだまだ人が快適に住めるように整

備されておりました。第2豊岡団地は、もう、本当に最新の住棟ということで、間取りとか設備を含めて、もう安心して御年配の方でも住めるようなつくりになっており、現代的なつくりが見てとれたところでした。

それでは、早速、質疑を始めてまいりますけれども、まず、市営住宅に関わる費用の全体の予算額、お聞かせください。

○前川建築部市営住宅課主幹 市営住宅に関わる歳出の予算額は、8款6項住宅費1目住宅管理費のうち、市営住宅管理費が3億7千968万2千円、2目市営住宅建設改修費のうち、市営住宅整備費は9億3千706万5千円、市営住宅改修費は3億3千847万2千円、合わせて16億5千521万9千円であります。

○植木委員 そうですね、神楽岡ニュータウンの空き住戸の修繕もそうですし、やはり、外から見ても、外壁で修繕が必要そうな場所だとか、あとは、長年による、屋根とか、そういった建物、そして様々な設備の修繕もかなりあるように思います。

市営住宅を建設して維持管理するということは、これだけやはり多くの費用がかかるということが分かったわけですが、そんな中で、市営住宅、私も回ったことがありますけれども、やはり、かなり空きがあるところも見受けられます。その空いている住戸をより貸し出して稼働率を上げて使用料等の収入を増やすという取組、こちらは当然重要であると考えます。

そこで、現在の市営住宅の管理戸数、また空き住戸率について、比較として10年前と併せてお聞かせください。

○前川建築部市営住宅課主幹 市営住宅の管理戸数と空き戸数、空き住戸率は、2015年4月1日時点で、管理戸数は4千838戸、空き戸数は384戸、空き住戸率は7.9%となっております。2024年4月1日時点での管理戸数は、4千833戸、空き戸数は1千18戸、空き住戸率は21.1%となっております。

○植木委員 今のお話で、管理戸数なんですけれども、建て替えによって新築の住棟が出来上がると、その分、一時的に増えて、そして、その入れ替わりということで老朽の住棟を取り壊すとまた管理戸数が減るということで、どこの年を見るかで増減があったりはするようなんですけれども、今回は5戸違いということでたまたまほぼ同数でした。そして、今お聞かせいただいた中で、空き住戸率21.1%、空き住戸が1千18戸ということで、10年前と比較して約2.7倍に増えているということが分かりました。全体に対して2割以上に増えているってということで、随分と空きが多いなというふうに感じるところです。

なぜ、これほど空き住戸があるのか、その多くは募集をしても応募がないからということなのか、空き住戸の状況と、空き住戸の中から募集の対象として住戸を選定する際の考え方などをお聞かせください。

○前川建築部市営住宅課主幹 2024年4月1日時点での空き住戸数1千18戸のうち、建て替え事業や改修事業、用途廃止等に向けた募集停止に伴う空き住戸、いわゆる政策空き家は498戸あり、それ以外の空き住戸は退去後の修繕を行えば入居できる住戸で、520戸あります。

募集住戸の選定は、退去後の修繕には多くの費用がかかることから、これまでの応募実績などを踏まえて、入居希望者のニーズが高いエレベーターがある住棟の住戸のほか、エレベーターのない階段室型の住棟の1、2階の住戸を優先しております。

○植木委員 建て替え事業とか改修事業、用途廃止ということで、用途廃止っていうのは老朽化で将来的に取り壊す等に向けて募集停止に伴った空き住戸ということでありますけれども、政策空き家という、意図的に空けたままにしている住戸が半数あると。建て替えのためのほか、改修事業のそういった対応が必要だということで、一定数の政策空き家は必要だということについては致し方ないということで、分かりました。

募集する住戸の選定については、今お聞かせいただきましたけれども、今の募集の方式についても伺います。

2017年度以降、定期募集方式となったところですが、定期募集の特徴、それから、現在の募集方式に変更した前後での応募状況と応募倍率についてお聞かせください。

○村上建築部市営住宅課主幹 現在実施しております定期募集を開始した時期なんですけれども、2017年の8月からでございます。ですので、2017年度は8月と11月と2月の3回の実施となっておりましたが、2018年度以降は今と同じ4回の実施となっております。

この方式の特徴でございますけれども、修繕後に入居可能になった空き住戸ごとに募集を行っていきまして、複数の申込みがあった場合には抽せんによって入居者を決定するといった方法です。この方法をすることによりまして、入居申込みのない住戸が発生することもあります。そうした場合は、随時、先着で申込みを受け付けるといったような方法を取っております。このことによって、より多くの入居希望者に入居機会を提供しているものと考えてございます。それが主な特徴でございます。

募集方法の変更に伴いまして、応募状況と応募倍率の変化でございますけれども、変更前の2016年度、申込者が955名おりまして、そのうち、入居した戸数は208戸、倍率で申し上げますと4.6倍となっております。変更後の2017年度は、募集戸数155戸に対しまして、申込者966名、応募倍率で申し上げますと6.2倍と高くなっております。これは、2017年度、募集回数が3回だった、そのため、募集した住戸が少なかったことが主な原因でございます。その後の応募倍率は平均で4.4倍となっております。

○植木委員 それまで、年1回ということで、抽せんでは落選してしまうと、相当また先だったのが、今回、3か月ごとに年4回ということで、ちょうど季節ごとに抽せんがあつて、残念ながら当選しなかった方も、またちょっとすると応募のタイミングがあるということで、前向きに市営住宅に入りたい方も取り組めるような方式、ポジティブな改善だったなど。倍率もそうですね、変わってなかったということもありますので、本当にポジティブな改善であったと改めて確認できたところ です。

また、新たな取組として、昨年2月から単身世帯の応募要件も緩和して募集をしているということで、こちら、1年間の、また4回の定期募集による試行期間を経て、2月から本格施行がスタートしたところですが、その目的、試行前と試行後での募集状況、どのような変化があったのか、お聞かせください。

○村上建築部市営住宅課主幹 単身世帯の応募要件を緩和した主な目的ですけれども、2点ほどございます。

1点目ですけれども、試行前は、単身世帯が申込みできる住戸を制限しておりまして、単身世帯用の住戸戸数が少なかった、そのことによりまして、単身世帯の応募倍率が11.8倍と高くなっ

てしまいました。これに対しまして、家族世帯は募集住戸全てに申し込むことができますことから、家族世帯の当選倍率は4.6倍と低くなっております。こうした当選倍率の格差是正を目的としているところです。

2つ目の目的としましては、試行前、募集をしても申込みのない住戸がやはりありまして、平均でそれが40%ございました。そうした申込みのない住戸の戸数を減らす、少なくすることを目的として、今回、昨年の2月から試行したところでございます。

試行の結果でございますけれども、申込者が特に多く、当選倍率が90倍となってしまった北彩都団地を除いた当選倍率で申し上げますと、家族世帯が9.5倍、単身世帯が9.3倍と、世帯人数別の当選倍率の格差が是正されたところでございます。また、申込みのない住戸も平均で12%までに減少することができまして、当初の目的がおおむね達成されたということで、本格実施することとしたところです。

○植木委員 そうですね、試行前、募集戸数に対して40%、せっかく募集をかけたけど、申込みがなかったという状況、それが新たな方式で試行することによって12%ですから、40%に対して33%ぐらいですかね。かなり効果があったということで、これまで、なかなか申し込んでも入れなかった単身者の方の入居が進んだということが分かりました。

やはり、市営住宅っていう視点で、世帯ごとの格差というか、その平準化が一つの目的だったということなので、目的が達成されている状況と考えます。そして、引き続き、そういったことを取り入れて、時代の変化に合わせた施策をお願いしたいと思います。

先ほど、空き戸数を多く貸し出すことで入居率の改善を図る必要性を伺いましたけれども、募集方式の変更ですとか単身世帯の応募要件の緩和など、入居率を向上するために様々な取組が行われているということでありましたけれども、昨今の物価高によって家賃を抑えたいという方、そして、若年層とか大学生が入居しやすく、その辺り、もっとアピールをしたり、戸数限定でいいので、借り手がつきづらいというお話のあった中高層階、そこに独自の施策を用意したり、また、他都市でも事例がありますけれども、自由に住戸をリノベーションできる物件を用意するなど、古いとか不便といったことを逆手に取った魅力を創出して、現代的な方策でも空き家を減らして入居率を上げようというような取組はできないものでしょうか、お聞かせください。

○岡田建築部長 空き住戸の利活用につきましては、大学等との協定を締結し、収入要件等、市営住宅の入居要件を満たさない学生に対し、自治会活動への積極的な参加などを条件に入居を認める取組ですとか、福祉分野と協力、連携して住宅確保要配慮者等の入居を認める取組を行っている自治体があるということにつきましては認識しているところでございまして、入居を増加させるための取組としては大変参考になるというふうに考えているところでございます。

一方、本市の市営住宅についても、昭和30年代から50年代に建設されたエレベーターのない3階建て以上の空き住戸の利活用が課題として認識しておりますが、そうした住棟の多くにつきましては、老朽化も進行しており、安全で安心して暮らせる住環境の再整備が必要とも考えてございます。また、その整備には多額の費用が必要になってくるということでございます。

そのほかに、2023年の住宅・土地統計調査におきましては、旭川市内における公営住宅を含む賃貸用の空き住戸が1万7千130戸あるというふうな推計値も公表されているところでございまして、民間賃貸住宅においても多くの空き家があるという中で、民業を圧迫しないように配慮す

る必要もあるというふうに考えてございますので、その導入に当たりましては、慎重な判断を今後もしていかなければいけないと考えているところでございます。

○植木委員 今お聞かせいただいた中で、民業圧迫ということに関しては、個人的には、空き住戸を全部修繕したとしても520戸ということで、しかも階段式の住棟の3階以上となると、僅かな影響ではないかと思えますけれども、やはり、老朽化したことによる修繕には多額の費用がかかるということを考えると、現実的に難しいということも要素としてあるということは分かりました。

で、少し話は変わりますが、国立社会保障・人口問題研究所の日本の将来推計人口、これ、令和5年推計ですけども、令和6年の65歳以上の高齢化率、こちらが日本全体で29.5%ということで、対して本市の高齢化率、65歳以上は35.3%ということであります。やはり、高齢化が本市は日本全体と比べてもすごく速く進行しているという状況で、そして、物価高というような社会情勢もあります。

市営住宅への入居を希望する高齢世帯というのは、やはり増加しているのではないかと考えていますが、そこで、知りたいんですけれども、現在、市内の市営住宅に入居している全世帯数の中で65歳以上の単身世帯の入居率、そして、単身者が応募しやすくなったこの試行期間における定期募集の申込者の中での65歳以上の単身世帯の応募率についてお聞かせください。

○中村建築部市営住宅課長 2024年4月1日時点で市営住宅に入居している3千815世帯のうち、65歳以上の単身世帯は1千635世帯であり、全体の42.9%となっております。また、試行期間中に申し込まれた件数は、北彩都団地を除きまして、926名であります。そして、そのうち、65歳以上の単身世帯数は434名で、その割合は46.9%となっております。

○植木委員 現在入居されている65歳以上の単身世帯、全体の約43%とのことで、とても多い現実を数字で知ったわけですが、それらの方々というのは、65歳になる前にも既に入居されて住み続けて65歳を迎えたという方も当然多くいらっしゃると思います。

一方で、市営住宅に対する65歳以上単身の入居を希望される方の応募率は、全体のほぼ半数、約47%とのことです。市営住宅に対する65歳以上単身の方の入居希望、需要というのは、現在の入居実態は43%に対して47%ですので、4ポイントほど、約1割ほどニーズが高いというふうに裏づけられたと思います。そういったエビデンスも考慮して、今後もそういった社会情勢に合わせた施策、反映させていかなければならないと思います。

そこで、関連してなんですけれども、市営住宅に入りたいという単身の御年配の方から、階段の上り下りがきつくて、1階かエレベーターのある物件にしか住めない、だけれども、なかなか空きがなくて入居できないというようなお話を聞くことがあります。やはり、体の機能を考えると、年を重ねるごとに衰えが出てきて、当然、入居したいんだけどもということで、選定するに当たっては、どの住戸を選ぶかというところで一番重視する点かなと思います。

では、今の方のケースでのお話を基に、まず、エレベーターのない団地はどれくらい占めているのか、その割合、そして、その方が希望する階段を使わずに住むことができるという視点で見たときに、その条件に合う戸数の割合を知りたいんですけれども、これは、エレベーター付きの団地の全体の戸数と、そして、エレベーターがない団地の1階の戸数、重複があるので、その重複を省いた部分、それが全体に対して占める割合、そして、そういった物件への応募の状況、そして、希望される方々からの声に対する本市の見解をお聞かせください。

○中村建築部市営住宅課長 政策空き家と平家の住戸を除く管理戸数3千747戸のうち、エレベーターのない住棟の住戸は1千697戸で、その割合は45.3%であります。また、エレベーターのない住棟の1階の住戸とエレベーターがある住棟の住戸の合計、これは2千460戸で、先ほどの管理戸数に対しまして65.7%の割合となっております。

次に、試行期間における応募の状況につきまして、エレベーターのない1階の募集戸数、16戸ございます。このうち、申込みのあった13戸に対し、申込者は45名で、当選倍率は3.5倍となっております。エレベーターがある募集戸数86戸のうち、申込みのあった84戸に対しまして、申込者数は1千95名でありました。当選倍率は13.0倍となっております。そして、エレベーターのない2階以上の募集戸数20戸、これのうち、申込みのあった12戸に対し、申込者数は25名で、当選倍率は2.1倍となっております。エレベーターのない2階以上の募集住戸で、申込みのなかった8戸のうち、3階以上の住戸が5戸含まれております。そうした住戸の入居ニーズが低いということが確認できたというところであります。また、既に入居している高齢者の方から、階段の上り下りが困難で低層の階に住み替えをしたいというような要望を受けるということも多くなってきました。

こういったことから、募集住戸の選定に当たりましては、入居者のニーズに合ったエレベーター付きの住戸、これに加えて、エレベーターのない住棟の1階、2階、こういった住戸を優先しているというところであります。

○植木委員 今のお話で、やはり、今まで住んでいた方がお年を重ねることによって新たに1階、2階にまた住めたらというニーズがあるということも分かりました。

今回の募集をお聞きすると、エレベーターのない物件、こちら、1階であったとしても当選倍率3.5倍とのことで、エレベーター付きの物件と比べるとかなり差があるなと感じたんですけれども、やはり、エレベーターのない物件となると、先ほど来、老朽化というお話もありましたけれども、かなり古い住棟になるのかなと。古いつくりになってくるので、やはり、中も、今の機能と比べると設備面で変わってくる部分もあるのかなということで、そのために、倍率の差にも、その要素としても表れているのかなと思います。

また、3.5倍っていうと、これまで出てきた数字が高過ぎるので、3.5倍ならと思うんですけども、じゃ、実際に3倍以上の倍率であれば、古いからといってもやはり簡単に応募して入居できるわけでもないっていうところも気かけなければならないなと思います。

エレベーターありの住棟となしの住棟の1階部分をそれぞれ合算して、該当する約100戸に対して1千140名の応募があったということで、平均で見ますと11.4倍、相当高いものだなと。これは、やはり、おうちで切実な思いをされている方にとっては一層厳しい倍率が立ち塞がっているというふうに感じました。

今の内容からも分かりますとおり、エレベーターがある住棟の住戸に、ない住棟の1階の住戸を合わせても全体の65%、残り35%はやはり階段を使って住む必要があるということです。旭川市営住宅長寿命化計画というものがありますけれども、そちらによると、今でも昭和20年代の住棟があったり、それから、特に昭和40年代、50年代に建てられた住棟が半数を占めているということで、老朽化が進んで耐用年限に近い住棟、そして、耐用年限の半分を経過して、今後、もっともって使っていくっていうことを想定した場合に、整備を考えなければならないという住棟が圧倒的

に多い状況となっているところですが、住環境の再整備が必要と考えているとの答弁がありましたけれども、入居希望者のニーズに適した住棟や住戸をどのように確保し、維持していくのかというところについてお聞かせください。

○中村建築部市営住宅課長 2022年3月に策定をしました旭川市営住宅長寿命化計画、こちらの計画では、老朽化が著しく継続して管理することが不適当な場合は建て替えや用途廃止をすることとし、耐用年限が35年経過をしている鉄筋コンクリート造の住棟については、長寿命化に向けた外装改修を行い、各住戸は、窓改修のほか、換気設備ですとか給排水設備の更新を行うというふうにしております。

大変厳しい財政状況ではありますが、計画的にコスト削減が図られる改善方法等を検討しながら、入居者のニーズに合った住環境を維持してまいります。

○植木委員 コスト削減を図りながらニーズに合った住環境、市営住宅を維持していくということでもありますけれども、やはり、こういった本市の厳しい財政状況の中で計画的に行うということも、現実的に厳しい要素が多々あると思います。

また、先ほどの答弁でもありましたが、民間の賃貸物件は相当空いているということでもあります。長寿命化計画の中に、借上市営住宅制度の運用方針が示されているところですが、こうした空いている民間の賃貸物件を活用していくことも考えられないのかという点について、その概要とメリット、デメリットをお聞かせください。

○中村建築部市営住宅課長 旭川市借上市営住宅制度、こちらは、2022年4月から運用を開始しております。民間賃貸住宅の空き住戸、これを市が借り上げし、市営住宅の建て替え事業や用途廃止に伴う入居者の移転先として転貸しをする制度というふうになっております。

この制度では、民間賃貸住宅の空き住戸を活用することによりまして、市営住宅の整備戸数ですとか管理戸数、こういったものの削減による維持管理コストの抑制が期待できます。また、様々な住戸タイプからニーズに適した住戸選定が可能になるといったことがメリットとなっております。

一方で、民間賃貸住宅の事業者からの借り上げ期間は5年以上20年以下とされておりまして、借り上げ期間の満了に伴う入居者の新たな移転先の確保、こういったことが難しいといったことがデメリットとなっております。

○植木委員 今、概要とメリット、デメリットをお聞かせいただきました。

期限が5年から20年以下というふうにとちょっと区切られているというところが大変難しい部分だということが、本市以外でも語られているところのようなんですけれども、そういった借り上げ市営住宅の入居対象者が限定的であって、そういった状況について理解できる場所ではあります。先ほど来、出ている長寿命化計画、2024年4月1日時点で管理戸数が4千833戸、一方で、6年後の2031年には4千550戸が適正と算出して、300戸を削減する目標を掲げています。

しかし、やはり、今お話ししてきたコロナ禍によって社会情勢が大きく変化して、世界的な物価高はとどまるところを知らない状況でありますので、既に市民の暮らしというのは大きく影響を受けて、単身生活者、そして生活困窮者が今後も増加するであろうことが予想される場所です。伴って、市営住宅の入居希望者の増加、そして、市営住宅への社会からの一層の要請がなされるものと考えます。

様々な指標の基に、根拠のある算出で300戸削減ということであろうかと思うんですけれども、そういった、状況、状況で実態に合った管理戸数を設定すべきであると思いますが、見解をお聞かせください。

○岡田建築部長 昨年度から試行しました単身世帯の応募要件の緩和によりまして、これまでより多くの申込者、特に高齢の単身の方々の申込みがあったということですとか、委員の御指摘のとおり、高齢化の進行ですとか物価上昇など、そういった社会経済状況の影響を受けて、生活困窮者などが入居希望者として増加傾向にあるということも今後予想されていくこととございます。

一方で、長期的に見ますと、本市では、1998年以降、人口の減少傾向というふうに転じておりまして、今後、世帯数も減少していくというふうに見込んでいるところでございます。また、先ほども答弁させていただきましたが、人口減少に伴いまして民間の賃貸住宅の空き家も増えてきているというところもございますので、こういったことを配慮しながら、長期的な人口、世帯数の動向ですとか、世代別の人口動向、そのほか、借り上げ市営住宅の効果的な運用、活用方法、市の財政状況等、様々なファクターを踏まえながら、社会情勢の変化に対応した適正な管理戸数の見直しということは必要と考えておりますけれども、現在は、民業を圧迫しないように、市営住宅を少し減らしながら、民間の賃貸住宅と協力し合って、そういった住宅に困窮される方々を受け入れるセーフティネット住宅なども活用しながら、市民の生活を守っていききたいというふうに考えているところでございます。

○植木委員 今、部長から、セーフティーネットの視点からもそういった取組が必要だという御答弁をいただきました。

最後の質問になりますが、進められてきた第2豊岡団地の後には第1と第3の豊岡団地の建て替えを控えており、その後、市内最大の団地である神楽岡ニュータウンですね、老朽化による建て替えの方針ということとあります。今の情勢からすると、開始が相当先になりそうということと、32棟もありますので、完成するまで、それは、本当、30年ぐらいの大きなスパンでの事業かなと思います。

一方で、市営住宅の建て替えとなると、やはり、今の例もありますが、10年先とかを見据えて検討、検証して進めていくような事業であるため、その間に、資材だとか人件費、そして、旧住棟の取壊しにかかる費用、あらゆるものが高騰して莫大な費用が必要となり、遅れれば遅れるほど費用面の負担が雪だるま式に大きくなることも想定されます。長寿命化計画やこれまでの答弁からも分かるとおり、老朽化している住棟が多数あって、それらの修繕や建て替えに費用がかかる場所ですけれども、本質疑に当たり、理事者の方々とのやり取りを重ねる中で、本当に財政的に厳しくて予算が限られている中でかじ取りをされているということを感じた次第であります。

副市長に答弁をお願いいたしますけれども、先ほど来、伺っておりました、生活困窮者、単身高齢者が増えることで、市営住宅の意義というのはますます高まってきているところ、一方で、本市には財政的に非常に厳しい状況が立ち塞がっているという状況であります。将来にわたって持続可能なというよりも、持続はしていかなければならない市営住宅、その維持、確保について、見解をお伺いして、私の質疑を終了いたします。

○菅野副市長 市営住宅についてのお尋ねでございます。

質疑を通して、市営住宅、公営住宅を必要とする市民の方がいらっしゃるというのは十分理解し

てございますし、なかなか倍率が高くて、応募してもなかなか住むことができないっていう方もいらっしゃるの、それは事実として承知しているところでございます。

私も、当時は都市建築部って言ったんですけど、今の建築部長も2年やってございまして、その間、将来の市営住宅はどうあるべきかっていうことを、相当、部の中でも議論をさせていただいていました。

人口が減少していったって、今は世帯数が増えていますけれども、あるいは、増えていながらも、数字が大体横ばいになっている状況でありますけれども、いずれ、それは少なくなっていくって、総体的に高齢の方も少なくなっていくって、真に住宅に困窮する方がどの程度いらっしゃるのかというのは、なかなかその数字を想定するのは難しいんですけども、市営住宅に住みたいっていう方全てが必ずしもニーズではないということ、実際に、せっかく当たったのに、今住んでいるところのほうが条件がよかったりということで辞退される方もやっぱりいらっしゃるんですよね。要するに、住むときの選択肢の一つとして市営住宅を考えられていて、必ずしも困窮されていない、困窮されてはいるのかもしれませんが、そこまで深刻でない方も中にはいらっしゃる。

だけど、本当に住宅に困られている方もいらっしゃいますんで、市営住宅、公営住宅の必要性については、将来においても、それは変わらないというふうに考えてございます。ただ、その数字をどういうふうに捉えていくかというのは、想定が難しい面はあるということです。

それと、ハードでございまして、一回、造ってしまうと、なかなかそれをやめられないっていうのも実はございます。私が部長のときには、鉄筋コンクリートだと耐用年数が長いので、これから、建て替えは木造でやったらどうかっていうことも検討したことがあります、今、検討しているかどうか、分かりませんけど。

そういうことも含めて、借り上げ住宅のことも含めて、様々な手だてを考えて、本当に必要な方のためにやはり維持していくというのが我々にとっては必要だと考えてございますので、いろんな制度がまた変わってまいりますし、我々も工夫の中でできることもあると思っていますんで、市としましては、やはり、住宅のセーフティーネットというお話もございましたが、将来もそれは変わらないという認識の下で、しっかりと想定をしながら、市民に過度の負担にならないように計画してまいりたいと考えてございます。

○えびな委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時42分

再開 午後1時00分

○えびな委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○菅原委員 それでは、早速、質疑に入らせていただきます。

今日、あべ委員が体調不良ということで順番が繰り上げられましたけど、皆さんに御迷惑をかけておりますが、大変申し訳なく思っております。

今日の質問ですが、3点について、何ていいますか、比較的ポピュラーな題材を取り上げたということです。

初めに、観光スポーツ部に、バーサーロペット・ジャパンのスキー大会についてお伺いしてい

たいと思っております。

実は、ここのところといいますか、ここ数年といいますか、嘆きの声が聞こえてくるんですね。ちょっと大げさな言い方ではありますが、とにかくバーサーの時期が大変だとか、ボランティアの皆さんはもう疲れ切って、中には、もう十分やったんだから、もう中止してもいいんじゃないかと言う方もいらっしゃるぐらいなんですね。毎年3月の上旬に開催をしているのでありますけど、以前と比べると、温暖化の影響かどうか分かりませんが、随分暖かくなってまいりまして、雪が解けかけた状態の中でコース整備をしているっていう、四苦八苦の状態だっってよく聞いております。

そのコースづくりというのは、大変御苦労されることでありまして、夏場から、ブッシュが出るとコースができませんので、夏、秋のうちから草刈りをして、そして冬本番を迎えるということでもありますけど、ボランティアの皆さんも何か少し悲鳴を上げているような、そんなことを実は聞いております。そうは言いながら、みんな、大人の付き合いをしていますので、にこやかにやっている、それはそんなふうに思っております。

このバーサースキー大会でありますけど、昭和56年、1981年に第1回大会が開催され、今年で45回目を迎えたわけでありますけど、言うなれば、ちょっとまた大げさな言い方になりますけど、今、この大会につきましては、中止をするか、またさらに前進されるかっていうような、いわゆる過渡期を迎えているような気もしないでもないですよ。

で、流れがありますので、最初に聞いておきたいと思いますが、このバーサースキー大会の予算について、簡単に結構でございますが、説明していただきたいと思っております。

○松田観光スポーツ部スポーツ推進課長 バーサースキー大会の予算でございますが、10款6項1目のバーサーロペット・ジャパン開催負担金として1千680万円を計上しており、財源といたしましては、スポーツ振興くじ助成金、t o t oの助成金が800万円、スポーツ振興基金繰入金880万円となっております。

○菅原委員 続いて、バーサースキー大会の目的を改めて聞きたいと思ひますし、それから、予算及び主な経費についても御説明していただきたいと思ひます。

○松田観光スポーツ部スポーツ推進課長 バーサースキー大会は、冬季スポーツの振興と市民の健康増進を図るため、昭和56年から実施しており、今年度で45回目となっております。大会は、北海道スキー連盟や旭川商工会議所、市などで構成するバーサーロペット・ジャパン組織委員会が主催しており、先日実施いたしました第45回大会の予算額といたしましては3千500万円となっております。

経費の主なものでございますけれども、会場及びコース整備費として約1千600万円、ゼッケン製作、競技シャトルバス運行などの競技運営費として約800万円、車両借り上げ料や臨時職員人件費等として約400万円などとなっております。

○菅原委員 続いて聞いてまいりますが、では、過去3年分の経費についてお示ください。

といいますのは、去年の経費と今年の経費で随分差があるような気がしておりますが、ちょっとその辺のところをお示ください。

○松田観光スポーツ部スポーツ推進課長 3年前の令和4年度の第43回大会の支出の決算額でございますけれども、大会の決算額といたしまして4千914万2千901円、昨年度の第44回大会の決算額が4千773万4千339円、そして、今年度、45回大会の予算額でございますけれ

ども、これが3千500万円となっております。

○菅原委員 ちょっといろいろ探ってまいりたいこともあるので細々聞いてまいりますが、今、御答弁いただきましたけど、前年度と比べると、やはり、がくっと今年度の予算が減っているわけがありますが、何か大きな理由などがあったんでしょうか。

○松田観光スポーツ部スポーツ推進課長 平成18年度にバーサー大会の事務局を市からスポーツ協会に移管したことに伴いまして、バーサーロケット大会におけるスポーツ協会の人件費相当分として約2千万円を市から組織委員会に負担金として支出していたところでございます。それが、今年度からは、バーサーだけではなくて、ハーフマラソン大会など大規模なスポーツ大会にも使うことができるように、スポーツ大会開催負担金・補助金のスポーツ協会運営費補助金として1千880万円を、直接、スポーツ協会に支出しているため、その分がバーサー大会自体の予算からは減額しているというような形になります。

○菅原委員 分かりました。

それでは、参加者ですが、10年前と比較してどう推移したのか、説明していただきたいと思います。

○松田観光スポーツ部スポーツ推進課長 10年前の平成27年の参加者数は3千12人となっております。その後、減少しておりましたが、令和2年から4年までコロナ禍により中止となった後、令和5年が1千198人、令和6年が1千262人、今年が1千393人と、昨年と比較して130人ほど今年は増加しており、若干ではありますが、増加傾向にあるというふうな状況でございます。

○菅原委員 今、私の手元に第1回目からの参加者の人数等々の表がありますけど、出だしは参加者が1千800人だったんですね。で、第4回目いきなり1万人を超えてくるんですが、ずっと続いてきて、平成2年まで1万人を確保している。で、雪不足のため、平成3年は中止になるんですが、その後、9千人台あるいは8千人台で横ばいになって、おおむねであります。平成15年からだんだんと減っていった、令和2年、3年、4年はコロナのために中止になるわけですが、その後、令和5年は1千198人まで減った。で、少しずつ増えていったんですが、昨年は1千262人、今年が1千393人という数字なんですね。

参加者が減ったから、じゃ、やめればいいのかというと、私はそうは思わないんですね。やっぱり、伝統的な大会でありますし、全国的にも認知されている立派な大会でありますので、しっかり運営をしていていただきたい、そういう思いがあります。

さらに、質問をしながらいろいろ探っていきたいと思いますので、お答え願いたいと思っております。

このコースで経費がいろいろかかるわけですが、1万人が参加しても、参加者が1千人になっても、同じだけ、コースあるいはコースづくりに経費がかかるわけですね。で、参加者数は減少しているのに、そういった、今言ったとおりなんですが、経費が変わっていないというのは、ほかに、何か、どういった理由があるんでしょうか、お答えください。

○松田観光スポーツ部スポーツ推進課長 今年度の予算で申し上げますと、予算3千500万円のうち、45%に当たる1千600万円がコース整備、会場整備に充てる費用でございます。これは、FISの公認のクロスカントリースキーコースとして17キロのコース整備をするのに、2月から、

ほぼ毎日、圧雪作業をするものなどでございまして、これにつきましては、参加者数の増減にかかわらずかかる経費ということになってございます。

これ以外の経費につきましても、近年の人件費や燃料費等の高騰もある中で、プログラムの印刷を廃止したりですとか、ウェブによる掲載、それから、バーサバッジの配付をやめたことなど、経費の削減にも努めてきておりますけれども、全体的な削減には至っていないというような状況でございます。

○菅原委員 分かりました。

で、そうですね、ずばりお聞きしたいと思いますが、どのような課題があるんでしょうか、お答えください。

○松田観光スポーツ部スポーツ推進課長 課題でございますけれども、委員の御指摘のとおり、参加者数が長期的に見ると減少しているということ、また、参加者数と比べると費用が高いのかなということを感じているところがあります。

また、開催の時期につきましても、かつては3月20日の春分の日に行っておりましたけれども、温暖化の影響でコース整備が難しくなったことから、平成19年から3月の第2土日に行っているところでございます。ただ、それにつきましては、やはり、近年では温暖化の影響で毎年コース整備に苦労しているような状況でございますので、開催日の変更ということにつきましても課題であるというふうに考えております。

○菅原委員 ただいま御答弁いただきましたけど、幾つか見直しをしなければならぬことが分かったわけでありますが、これについて、早急に見直しが必要と考えますが、御答弁願いたいと思います。

○菅原観光スポーツ部長 バースースキー大会につきましては、昭和60年代には1万人以上が参加するなど非常に大きな大会となっておりますが、今年度は1千393人と、ピーク時と比べると大きく減っております。

原因といたしまして、冬季のスポーツ人口の減少などが考えられるところですが、私も、現場のほうで滑る様子を見ておりましたが、クロスカントリーにおいては、国際スキー・スノーボード連盟公認の大会として、世界レベルのスピード感を間近で感じられる素晴らしいものでございました。

また、歩くスキーにつきましては、えびな委員長にも4.5キロのコースに御参加いただいておりますけれども、小さなお子様がそりに乗って親御さんに引かれていたり、保育所単位で参加していただいたりと、年齢を問わず様々な方が参加され、キッチンカーも出店するなど、ややお祭りのような温かい雰囲気の中で行われておりまして、伝統ある旭川の冬を代表するイベントの一つであると認識しております。

大規模イベントにつきましては、私も、旭川冬まつり・夏まつり、食べマルシェ、音楽大行進、これらを経験しておりますけれども、こうした大規模イベントを準備する間の苦労というのは非常に大きいものでありますけれども、実際の開催に至ったときには非常に喜びを感じられるものであるというふうに思います。

ただ一方で、喜びを感じているだけでは前には進めませんので、御質問にありますとおり、課題をしっかりと捉えていく必要があると思ひまして、現在のところ、経費、それから参加者の面などで課題がありますし、課長からも答弁しておりますとおり、温暖化の影響というものも課題の一つとい

うふうになってくると思っております。

このため、現在、バーサーロペット組織委員会内にございますけれども、スキー連盟、スポーツ協会と本市などで在り方の検討ワーキンググループを設置いたしまして、新しいバーサーの在り方について、検討を進めているところでございます。

○菅原委員 お伺いすると、かなり検討されているということを聞いております。こういった方向に行くのかはちょっと分かりませんが、頑張っていたきたいな、そんなふうに思っております。

私は、一つ思うことがあって、一度、原点に戻ってみてはどうか、そんなふうに思っていたんですね。ちょっと参考資料を見ながら話しますが、ざっとその歴史的背景を追っていくと、1980年に、当時の坂東徹旭川市長、それから遠藤収入役、それから小川昌克旭川商工会議所、当時の副会頭が、まちの活性化策として、堂垣内尚弘道知事が提唱していた歩くスキーに着目したということです。で、その年の2月に、東京旭川会場で、八木祐四郎会長が、どうせやるならバーサーロペットのような大きな大会を開こうじゃないかと提案したそうであります。で、何と、その年の12月にはもう既に実行委員会が発足して、次の年の3月には第1回目のバーサー大会が開かれたということであります。

もちろん、スウェーデンの独立400年という、その中の冠があるわけではありますが、いずれにしても、しっかりとしたコンセプトのある大会なんですよ。言うなれば、札幌の宮様スキー大会と並ぶ立派なクロスカントリースキー大会の地位にあると思います。

それで、以前、何年になるかな、第10回大会にスウェーデンからカール16世グスタフ国王を迎えてバーサー大会があったと思いますが、45回の大会で1回だけなんですね、来られたのは。その後、何かアポを取っているとか、そういうことはしていないのかどうか分かりませんが、もう一回ぐらい来てもらってもいいのかなと、そんな気もしないでもないです。でも、相手は国王ですから、そう簡単にはいかないことは承知しておりますけど、何かそのようなアタックが必要じゃないかなと思っています。

それから、その後、バーサーロペットの開催地であるスウェーデンのモーラ市、それから、同様の大会を主催しているアメリカ・ミネソタ州のモーラ市と旭川市の3市で3国交流会議というのを結成したんですね。その後、中国の長春市が入って4か国でこの交流会議を運営しているようですが、このいわゆる3国交流会議、これは機能していないんですね、ほとんどね。ここを、1回、突いてもらったらどうかなあと思うんですね。モーラ市に話しかける、それから、アメリカのモーラ市にも話しかけるというようなことで、何か共通点が見つかるのではないかなと。で、そのことが世界のニュースになってくる可能性もあるかなと、そんなふうなことですけど、要するに、話題をやっぱりつくっていきなさいいけない、そういった働きかけをしていきなさいいけないというか、今そういう時期に来ているだろう、そんなふうに思っているわけであります。

ややもすると、今ふと思いましたが、ふるさと納税とドッキングするということも考えていたらどうかなと思いますよね。この大会に招待をして、ジンギスカン3日間は食べ放題とか、これ、人が集まるかもしれません。そんなこともいろいろ考えられるかもしれません。

いずれにしても、ちょっと考え方を変えて、昔の古い歴史もあるわけでありますから、その辺を探っていくと何かいいアイデアが見つかりそうな、そんな気がしてなりません。今、本当にいろんな検討をされていると思いますけど、失礼な言い方になりますが、何か、にっちもさっちもい

かないようなことになっているのかな、そんな気がしておりましたので、ちょっと見方を変えてそんなことを考えてみてはどうかなということでお話をさせていただきました。

いずれにしても、今年の参加者が1千393人にとどまったということでもありますけど、何とか5千人以上、あるいはまた1万人に近づくような、そんな大会にしていきたいと思っています。そうですね、例えば、スウェーデンの推薦をいただいてワールドカップのコースにするとか、そして、前日は市民のバーサーをするとか、そんな組合せも一つ考えられるのかなと思いますけど、駄目もとですから、やっぱりアタックしていただきたいなと思うんですね。2度、3度、連絡する、あるいは足を運べば、向こうも少し足が一步出るんじゃないかな、そんなような気もしないでもないんですが、何かいろいろ申し上げましたけど、いろんなアイデアを駆使しながら、また来年以降も立派な大会にしていいただければと思います。

いろいろ申しましたが、バーサーについては、以上で質問を終わらせていただきます。

続きまして、経済部は、2点ございますけど、最初に、若者の地元定着についてということで聞いてまいりたいと思います。

5款1項1目の若者地元定着促進費、予算額は425万2千円、それと、5款1項2目になりますけど、予算額は650万9千円、若者地元定着奨学金返済補助事業費、併せて、何をされようとしているのか、ちょっと細かくなりますけど、聞いてまいりたいと思います。

人口減少とか少子高齢化が進行している要因は様々あるわけではありますが、今、始まったものではありませんが、中でも若者の市外への流出はやっぱり大変な課題だ、そう認識しております。

そこで、若者の地元定着について、ちょっとまた細かくなりますけど、質疑をしてまいります。

若者の市外への流出対策については、様々な施策に関わってくるわけではありますが、その範囲たるのは、例えば、人口減少対策や少子化対策はもちろんのこと、経済活性化、あるいは波及効果、例えば、若者ですから自由な発想からのまちづくりということもあるでしょうし、企業においては事業継承だとか発展、また、後継者問題の解消までも及ぶことになるわけがありますから、そういった意味では、非常に大事な事業だと思っております。

特に、今回は、経済部の取組について細かく質疑してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、現状を把握していきたいのですが、傾向として、最近はどうなんでしょうか。特に、進学率が高くなる中、市内の高校生はどのくらいの割合で市外に進学または就職しているのか、その辺の状況について、まずはお示してください。

○高橋経済部次長 本市では、高校生や大学生などの進路状況を把握するため、高校や大学などの協力を得て調査を行っております。昨年度につきましては、高校生は札幌市内への進学が最も多くなっており、進学決定者の32.3%を占めております。次いで、旭川市内への進学が27%となっており、市外に進学した割合は73%となっている状況でございます。

次に、高校生の就職につきましては、旭川市内への就職が最も多く52.7%で、次いで札幌市以外の道内が22.9%となっております。

○菅原委員 市外への進学が約7割を占めているというところではありますが、これが大きな課題であるのかどうかということでもありますけど、大変難しい課題であるとも考えられます。

若者の地元定着に関わる課題認識についてはどのようにお考えになっているか、お伺いいたしま

す。

○高橋経済部次長 人口減少や少子高齢化の進行により労働力不足が顕著となっている中、若者の市外流出や早期離職等は大きな課題であるというふうに認識しております。

若者が市外への進学を選択することは、本人の志望大学や学部という点で、一定程度、やむを得ない部分もあるものと認識しておりますが、実際に市外の大学などに進学した学生が就職活動を行うに当たりまして、市内の企業や産業を知らないために、そもそも旭川での就職が選択肢に入らないというケースもあるのではないかとというふうに考えております。

このため、高校生など、進路を考え始める段階から地域の産業や企業への理解を深めてもらい、地元定着や、行く行くはUターンにつながるような事業を展開していく必要があるというふうに考えております。

○菅原委員 それでは、現在、経済総務課で担当している若者地元定着に関わる事業についての概要とか令和7年度の予算額についてお示してください。

○高橋経済部次長 経済総務課では、若者の地元定着に向けた直接的な事業といたしまして、若者地元定着促進費と、若者地元定着奨学金返済補助事業費の2つの事業を実施しております。

まず、若者地元定着促進費につきましては、若年者の市外への流出を抑制し、本市経済の担い手となる人材を定着させるため、旭川市企業情報提供サイト「はたらくあさひかわ」の利用促進のほか、各機関との連携により各種イベントを実施するものであり、令和7年度の予算額は425万2千円となっております。

次に、若者地元定着奨学金返済補助事業費につきましては、若年者の市外への流出を抑制するとともに、地元企業への就業による市内への定着を促すことで、本市経済の担い手となります人材を確保することを目的としており、大学などに進学した方が卒業後に市内で就職及び居住した場合に、在学中に借り入れた奨学金の返済に対して補助を行うものとなっております。令和7年度の予算額は650万9千円となっております。

○菅原委員 ただいま、御答弁の中で、2つの事業を実施しているということで、一つは若者地元定着促進費、それからもう一つは若者地元定着奨学金返済補助事業費の2つということですが、この2つのそれぞれの事業について詳細を確認していきたいのですが、まずは、若者地元定着奨学金返済補助事業費について、この制度の概要について御説明願います。

○高橋経済部次長 本制度は、大学等、高等教育機関を卒業後、市内に就職し、かつ市内に居住した方を対象に、在学中に借り入れた奨学金の返済補助を行うものです。

補助を受けるためには、就職する前年度に事前登録を行っていただき、実際に市内で就職し、居住した後に交付申請を行っていただくことが必要となっております。対象となる奨学金につきましては、独立行政法人日本学生支援機構の第1種奨学金と第2種奨学金となっており、補助対象期間は3年間、補助上限額は、高等教育機関の種類に応じて異なりますが、返済した額の2分の1以内の金額を補助するものでございます。

○菅原委員 では、細かくて恐縮なんですけど、この若者地元定着奨学金返済補助事業費なんですけど、今年度を含めた過去3年間の取組についてはどのようになっていたんでしょうか、お聞きいたします。

○高橋経済部次長 過去3年間の取組でございますけれども、令和4年度につきましては、若者の

地元定着をさらに促進するため、日本学生支援機構の第1種奨学金に加えまして第2種奨学金にも対象を拡大したところでございます。この第2種奨学金は、第1種よりも家計の収入条件や学力などの基準が低く設定されており、利用している方も多くなっておりますことから、第2種奨学金を対象とすることで、本補助制度の対象者も広がり、利用促進につながっているものと考えております。

令和6年度には、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校の補助上限額を拡充するとともに、企業連携制度を創設し、民間企業と市が力を合わせて若者の地元定着に取り組む体制を構築したところでございます。

○菅原委員 御答弁の中で企業連携制度を創設したということでありますが、この企業連携制度というのはどういう内容なのか、確認していききたいと思います。

○高橋経済部次長 企業連携制度とは、企業が従業員に代わって奨学金を返済する日本学生支援機構の代理返還制度という制度を活用し、企業と市が連携して奨学金の返済補助を行うものとなっております。基本的には、市の補助額と同額を企業に負担していただく仕組みとなっており、現時点で9社の御登録をいただいております。

市の補助上限額であります10万円と同額を連携企業が負担した場合、3年間で総額60万円の補助額となり、同様の補助制度を有しており、主立った流出先となっております札幌圏の54万円を上回ることでありますので、本市への定着の後押しになるものと認識しております。

○菅原委員 ちょっとしつこく聞いてまいります、では、過去3年間、本年度も含んででありますけど、この制度の利用者数はどのようになっていたのか、お伺いしたいと思います。

○高橋経済部次長 令和4年度につきましては、登録者87人となっており、その内訳につきましては、第1種奨学金利用者が27人、第2種が42人となっており、両方を併用している方が18人となっております。令和5年度につきましては、登録者が68人で、第1種奨学金利用者が16人、第2種が33人、両方を併用している方が19人となっております。令和6年度の登録者は、3月12日時点の数字になりますけれども、30人となっており、第1種奨学金が8人、2種が16人で、両方を併用している方が6人というふうとなっております。

○菅原委員 今年度、企業連携制度を新設して9社の登録があったということが分かりました。この地元定着を進める上で官民連携による非常によい取組であるということも、高く評価したいと思います。

この連携企業について、業種の内訳はどうなっているのか、また、今後の方向性についてもお伺いしてきたいと思います。

○高橋経済部次長 連携企業の業種の内訳につきましては、建設業が5社、製造業が2社、測量・土木・設計業が1社、サービス業が1社となっております。

現時点におきましては、建設業関係が半分以上を占めている状況にございますけれども、幅広い業種の企業に登録いただくことで、本市に就職を希望する若者にとっての選択肢が増え、地元定着の後押しになりますことから、今後、様々な業種の企業にも登録いただけるよう、採用活動の際に本制度を活用することで人材確保にも有利であるといったことなども御理解いただきながら、登録企業の拡大に向けて広報活動などに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○菅原委員 まだ、これからいろいろな関わりの中でさらに組立てが必要であることから、さらに

分野的に聞いてまいりたいと思っておりますけど、ただいまの答弁からすると、建設業は大変多くて、業種に偏りがあるような、そんな気がしています。ぜひ、幅広い業種の企業に登録してもらえよう取り組んでいただきたいなと思っております。

次に、若者地元定着促進費についてでありますけど、どのような事業を行っているのかについても伺いをいたします。

○高橋経済部次長 若者地元定着促進費では、若者の地元定着に向けて、これまでに様々な取組を行っております。主な取組といたしましては3つありまして、まず、1つ目が企業情報提供サイト「はたらくあさひかわ」の運営と管理、2つ目が高校生のインターンシップ事業、3つ目が合同企業説明会形式でのイベント、高校2年生の旭川しごと探求フェアの開催というふうになっております。

○菅原委員 ただいま御答弁いただいた中の3つの取組についてでありますけど、順に聞いてまいります。

まず、「はたらくあさひかわ」について、その詳細をお示してください。

○高橋経済部次長 「はたらくあさひかわ」につきましてですが、企業の概要や仕事の内容だけでなく、社内の雰囲気ですとか社員の声などといった、求人票や企業のホームページには掲載されていない情報をサイトのほうで紹介しております。

令和5年度までは、企業からの掲載希望に応じて、市のほうで会社訪問を行い、インタビュー記事を作成してからホームページに掲載するという方式を取っており、掲載までに時間を要する状況でございました。このため、今年度からは、掲載までの時間の迅速化と手続の簡素化、企業の利便性の向上を図るため、インターネット上で申請できる方式に変更し、年間に掲載する上限を18件から50件までに引き上げ、さらに、対象とする企業の範囲を上川中部8町まで拡大したところでございます。その結果、今年度は、3月12日時点で昨年度を超える22件の申請をいただき、現時点で208件の企業情報が掲載されております。

令和7年度につきましては、この「はたらくあさひかわ」の利便性のさらなる向上とアクセス数の増を目指し、サイトの改修を行う予定でございます。

○菅原委員 着実に成果が出てきておりますよね。今年度、3月12日の時点でありますけど、昨年度を超える22件の申請があつて、現時点で208件の企業情報が寄せられているということでもありますけど、さらにこれが増えればいいな、そんなふうにも考えております。

では、次に、高校生のインターンシップ事業についてはどのようなことになっているのか、詳細についてお答えください。

○高橋経済部次長 地域企業魅力発見支援業務という名称で、高校生のインターンシップ事業に取り組んでいるところでございます。

インターンシップで実際に高校生が企業訪問を行うことにより、地元企業や産業の魅力を認識してもらおうとともに、自然災害が少なく、豊かな自然と交通や医療、福祉、教育などといった都市機能が充実しているという旭川のよさを再認識してもらい、地域への理解と愛着を深めてもらうことで、地元定着をはじめ、市外への進学や就職後のUターンを増やしていくことを目的とするものでございます。

令和6年度につきましては、4校674人が参加したところでございます。

令和7年度につきましては、これまで本市の事業を受託しておりました民間事業者から自主事業として実施したいとの申出があり、今年度と同じ内容でインターンシップが行われる予定となっております。

○菅原委員 今、3項目について聞いてまいりました。

それで、令和7年度に企業情報提供サイト「はたらくあさひかわ」の改修業務を行うということなのですが、この改修内容の詳細についてお聞きしたいと思います。

○高橋経済部次長 この「はたらくあさひかわ」の関連サイトでございますけれども、全部で3つございます。

まず、企業情報、企業の概要を掲載する「はたらくあさひかわ」と、求人情報を掲載し、企業と求職者のマッチングを支援する「はたらくあさひかわプラス」、そして、総合探究型キャリア教育情報サイトとしてHATCHannelという動画をメインとするサイトで構成されております。高校生には、インターンシップなどの事前学習や就職活動で活用いただいているほか、首都圏などで開催される移住・定住フェアなどでもサイトを案内しているところでございます。

令和6年度は、奨学金返済補助連携企業の特設ページを新設したほか、トップページのバナーやSNSへのアクセスボタンの追加などといった改修を行ったところでございます。

次年度につきましては、さらなる利便性の向上と利用促進を図るため、サイトを全面的に改修したいというふうに考えております。具体的には、3つに現在分かれているサイトを統合し、企業情報をベースに求人情報や企業紹介動画などに簡単にアクセスしやすくなるように改修を行いたいと考えており、民間企業からの柔軟な提案を募るため、公募型プロポーザル方式により委託を行いたいというふうに考えております。

○菅原委員 ただいまいろいろ御説明をいただいたところでありますが、若者の定着のためには、「はたらくあさひかわ」のサイト改修はもちろん必要なことだと思います。

さらには、産学官、それから金融を含めた産学官金などの連携を強化していくということが大変重要なのではないかなと思うわけですが、そこでまた、それぞれ聞いていきたいと思いますが、まず、市立化された旭川市立大学との連携はどうなっているのか、お答えください。

○高橋経済部次長 雇用の促進や若者の地元定着促進に向けまして、産学官金などの連携を生かして取り組んでいくことは非常に重要なことであるというふうに認識しております。

旭川市立大学との連携につきましては、市立化したタイミングとも重なりますが、令和5年度から、学生を対象としたキャリア教育の時間の一部をいただきまして若者地元定着奨学金返済補助のPRを行うとともに、学内合同企業説明会に参画し、市としてもブースを出展させていただくなど、新たな取組を行っているところでございます。

○菅原委員 次に、どうでしょう、ハローワークなど他機関や団体との連携、この辺はどのようになっているのでしょうか。

○高橋経済部次長 ハローワークなど他機関ですとか団体との連携についてでございますけれども、合同企業説明会や職業体験イベントなどを開催して取り組んでいるところでございます。特に、例年5月と7月に開催しております合同企業説明会は、市内で最大規模を誇るものであり、あさひかわ合同企業説明会実行委員会が主催者となって産官学金が連携して取り組んでおり、市内の学生などの若者をはじめとする求職者と地域企業との貴重なマッチングの機会となっております。

令和4年度からは、ハローワークとの連携強化を図るため、毎月を基本に定例的な連絡会議を設けておりまして、雇用状況などに係る情報共有や課題解決に向けた意見交換などを行っているところでございます。令和6年度につきましては、上川総合振興局やハローワークと連携し、地元企業が参加する学内合同企業説明会を旭川市立大学で開催したことに加えまして、新たに民間企業の人事担当者が参加するネットワーク組織の協力を得て、札幌の大学で行われました合同企業説明会に2回参加し、本市の魅力や奨学金返済補助制度のPRなどを行ったところでございます。

今後とも、関係機関や団体、教育機関との連携を図りながら、若者の地元定着に向けて取り組んでまいります。

○菅原委員 様々な連携を通して、その策が、綿密にといえますか、張り巡らされていることが分かりました。非常に御苦労されていると思います。その若者が、市外へ流出してしまったとしても、旭川に帰ってきてもらうということが何よりも重要なことであります。

さらに聞いてまいります。例えば、移住あるいは定住の観点での取組も考えられますが、その点はどんなふうにお考えになっているか、お聞かせください。

○高橋経済部次長 移住や定住の促進のため、担当部局であります地域振興課とともに、首都圏で開催される移住・定住フェアにブースを出展し、旭川への移住、定住を希望されている方に対し、「はたらくあさひかわ」のサイトも活用しながら、地域企業や産業の特徴などについてお知らせしております。また、今年1月末に本市で行いました移住体験モニターツアーにおきましても、移住者が市内企業を訪問する際に同行するなど、きめ細かな対応に努めているところでございます。

今年度、対応した方のうち、旭川出身の若い世代の方で移住につながった事例は把握しておりませんが、引き続き、本市へのUターンを希望される方に対し、丁寧に対応してまいりたいと考えております。

○菅原委員 若者の地元定着に向けて様々な形で取り組んでいることは、今回、この質疑を通して大変よく理解できました。非常に細かい部分まで気を遣って事業を展開されているな、そんな思いをしております。

しかしながら、予算額が2事業合わせて約1千万円程度なんですね。この1千万円程度では、若者の地元定着といった課題の大きさや重要性の割には何か予算が少ないような気もしてならないんですが、そういう意味でも、新年度に予定している「はたらくあさひかわ」の改修についてはぜひよいものにしていきたいと思っておりますし、多くの若者に市内に定着してもらえるよう頑張りたいと切に願うわけであります。

この項目の最後の質問になりますけど、最後に、いろいろな思いはあるでしょうけど、その意気込みについてお聞きして、終わりたいと思います。

○高橋経済部次長 「はたらくあさひかわ」ですけれども、若者や移住を希望する方々に地域企業や産業の魅力を伝える重要なツールであるというふうに考えております。来年度、そのコンテンツの充実を図ることでサイトの認知度が高まり、地元定着のさらなる促進につながっていくものと考えております。

改修に当たりましては、若者はもとより、幅広い世代にとって親しみやすく、職業選択や就職活動時にしっかりと活用いただけるよう、サイトの構成や内容を工夫し、利便性とコンテンツの質を高めてまいりたいと考えております。

また、「はたらくあさひかわ」の掲載企業が増えることにより学生にとっての選択肢が広がることにつながりますことから、各種業界団体や企業などを積極的に訪問し、サイトの利用を促すなど、これまで以上に汗をかきながら一人でも多くの若者に本市に定着していただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○菅原委員 本当に期待しております。若者が旭川に定着していただくことが間違いなくこの旭川の将来を決めていく、そういった重要な事項になっていくだろう、そう確信しております。

また、みんなでアイデアを出しながら事業を展開していければと、そんなふうに思っております。よろしくお願いします。

次の項目でありますけど、同じ経済部です。経済交流課に聞いてまいります。

4年前になりますか、ICTパークを立ち上げたとき、私は、すごい、何ていいですか、興奮しました。旭川もやるもんだな、そんな思いもして、当時、質問したことも思い出しますが、最近、どうなんだろうね、いろんな活動、事業展開をされていると思うんですけど、どうも、一つ、インパクトが弱いっていいですか、自分の感想なんでありまして、そんなような気がしておりました。で、そのことについて、ちょっとひもといていきたいなんて思っております。

質問に入らせていただきますけど、このICTパークの運営費については、7款1項1目になりますけど、まず初めに、ICTパーク運営費の事業内容とか予算額及び内訳についてもお示ししたいと思います。

○小松経済部経済交流課主幹 ICTパーク運営費でございますが、令和3年2月に開設したICTパークにおいて、まちなかのにぎわい創出、ICTに関心の高い人材の育成、IT関連企業誘致や先端技術の推進を柱とする、eスポーツを核とした地域経済の活性化とデジタル人材の育成を融合した事業を展開するというもので、令和7年度の予算額といたしましては、ICTパーク推進協議会負担金として250万円、ICTパークの管理運営を担う一般社団法人大雪カムイミントラDMOへのICTパーク運営負担金として2千220万3千円となっております。このほか、IT関連企業と連携した各種取組の充実を図ることを目的として、地域活性化起業人を新たに活用する予定としておりまして、その経費305万円を含め、合計2千775万3千円となっております。

○菅原委員 3本柱ということで、まちなかのにぎわい創出、それから、ICTに関心の高い人材の育成、もう一つは、IT関連企業誘致や先端技術の推進ということであります。予算額が約2千775万円となっているわけでありまして、また、順に聞いてまいります。

次に、令和5年度で結構でありますけど、5年度の取組状況についてはどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○小松経済部経済交流課主幹 令和5年度にICTパーク推進協議会が主催した事業は78回となっております。主なものといたしましては、eスポーツ大会を17回、プログラミング教室など人材育成に関する事業を27回実施しております。また、他団体等との共催事業として19回実施いたしております。

なお、各事業の実施に当たりましては、旭川工業高等専門学校や一般社団法人大雪カムイミントラDMOなど、ICTパーク推進協議会の会員等と連携協力しながら取組を進めております。

○菅原委員 この取組でありますけど、主催した事業が78回もあった、それから、eスポーツ大会も17回行われている、人材育成などに関する事業が27回、また、他団体との共催事業を19

回実施しているということで、かなり頻繁に使われている、実施されているということが分かりました。

そのICTパーク施設でありますけど、いわゆるコクゲキと言われている場所でありますけど、1階にトレーニングジムがあって、eスポーツのスキルアップを図るためのトレーニング施設があります。eコミュニケーションスペースなどもあります。それから、ゲーム機などを持ち寄って気軽にeスポーツによる交流を楽しむスペースなんかもあるわけであります。それから、3階に行くと、いわゆるコクゲキという場所になりますけど、180名の収容が可能な劇場型eスポーツスタジアムがあるわけであります。

そのICTパークには、今、申し上げたとおり、様々な施設があるわけでありますけど、このうち、このコクゲキというのは全国的にも珍しい劇場型のeスポーツスタジアムであるということなんです。で、このコクゲキの利用状況については一体どのようなになっているのかについてお問い合わせいたします。

○小松経済部経済交流課主幹 コクゲキを会場に実施した主催事業は34回、また、他団体との共催事業は13回となっております。eスポーツの取組では、現在世界的に人気となっている対戦型のゲームからファミコンなどのレトロゲームまで幅広いジャンルのイベントを実施しております。

また、市内の少年野球チームがeスポーツの野球ゲーム大会を行いまして、その上位入賞チームをスタルヒン球場に招待して、元日本ハムファイターズの鶴岡選手と野球を楽しんでいただくというような、eスポーツとリアルスポーツのハイブリッドイベントですとか、ラグビーワールドカップ2023のパブリックビューイングなど、eスポーツに限定することなく様々な取組を行ったところです。

このほか、コクゲキは全国的にも珍しいeスポーツ施設であるため、ほかの自治体からの行政視察ですとか道内外の学校の教育旅行として35件の利用がございました。

○菅原委員 eスポーツを核として様々な事業が展開されていることが分かりました。特に、道内外の学校の教育旅行等として35件の利用があったということなので、何か、うれしいなあ、そんなふうに感じておりました。

このコクゲキは、今、申し上げたとおり、全国にも類を見ない劇場型のeスポーツスタジアムです。2月に、たしか、大和ハウスプレミストドーム、札幌ドームで開催されたeスポーツの世界大会のようなのがあったんでありますけど、そのような大きな大会っていうのは、どうなんでしょう、誘致することは可能なのでしょうか、お問い合わせいたします。

○小松経済部経済交流課主幹 本年2月に札幌市で開催されたeスポーツの世界大会は、ゲームタイトルを所有する企業が主催するイベントとして、年間を通じて世界各地で開催された大会を勝ち抜いたチームが参加する決勝大会という形で行われまして、全世界から40チームが出場し、来場者は延べ3万4千人を動員したということでございます。

コクゲキは、劇場型のeスポーツスタジアムではありますが、客席が180席しかございません。そのため、今回のような規模の大会を実施するには収容能力が不足している状況です。札幌で開催された世界大会は、選手が会場内で対戦するオフラインでの大会のため、多くの観客が収容できるように臨時で会場を設置し、開催されましたが、eスポーツは、インターネットを通じて遠隔地とオンラインで対戦できるという、そういった特徴がございます。コクゲキには高速のインターネッ

ト回線が整備されておりまして、会場の様子をリアルタイムで動画配信することも可能となっており、これまで、鹿児島県の南さつま市ですとか大阪府の泉佐野市、韓国などとのオンライン対戦会を開催したという実績もございます。

また、大規模な大会を実施するに当たっては、使用するタイトルですとか実施内容によっては許諾料が必要なものがありますし、そもそも自社が企画、実施する大会以外では許諾申請を許可しないといった場合もあるといった課題もございます。

この点につきましては、タイトルの許諾権を有する著作権者との関係構築が重要となりますので、e スポーツイベントの開催ノウハウを有する民間企業ですとか、来年度から新たに活用を予定している地域活性化起業人のお力もいただきながら対応していきたいと考えてございます。

○菅原委員 丁寧にお答えいただきました。ただいまの御答弁からでありますけど、コクゲキの機能を生かしながら、工夫してe スポーツ大会を実施してきたことが分かりました。

一方で、人気のゲームタイトルを使った大規模な大会を開催することができれば、地域のにぎわいの創出にもつながるし、何よりもICTパークの知名度の向上が図られますし、もっと利用が促進されると思います。それから、人気ゲームのタイトルを使用することは様々な課題があることも分かりましたが、地域活性化起業人の力も借りながら実施できるように取り組んでいただきたいと思います。

次に、ICTパークの機能として、一つはデジタル人材の育成というのがあると思いますが、こちらについてはどのような取組が行われているのか、お伺いいたします。

○上田経済部経済交流課長 ICTパークが開設されてから4年が経過しておりますが、当初は、小学校にプログラミング教育が導入されたばかりであり、学校以外でもICTに触れる機会を提供するために、まずはICTへの興味、関心を高める取組を進めてまいりました。そうした中で、さらに知識や技術を深めたいという声が出てきたことから、令和5年度より継続的に学べる取組を実施しておりまして、今年度は、実際に自分でゲームをつくり、それをほかの人に遊んでもらうなど、より実践的な知識や技術を高める取組も進めております。

また、ICTは日進月歩で進化しておりまして、令和6年度の取組の一例であります。現在、様々な場面で活用が進んでいる生成AIの活用方法を学ぶことを目的として、市内のしょうゆメーカーのしょうゆを使用してドレッシングのレシピを生成AIに作成してもらうという講座を実施いたしました。生成AIが作成したレシピで実際にドレッシングを作っていただき、料理にかけて食べていただきましたが、正確に指示を出すことで自分の望んでいた味を再現できたり、また、新しい素材の組合せを知ることができたりと、大変好評な企画でございました。

こうしたプログラミング教室は、旭川工業高等専門学校 of 学生や企業、業界団体の職員が講師となり実施しており、ICTへの興味、関心を高めることでICT分野への進学、就職へのきっかけとなるなど、デジタル人材の育成にもつなげていきたいと考えております。

○菅原委員 何か、可能性がどんどん、どんどん膨らんでまいりました。

しょうゆメーカーで作られたしょうゆで、AIに作成してもらったこのドレッシングでありますけど、あれは食べマルシェで売っていましたかね。僕は2本ほど買ったんですけど、おいしかったですよね、たしかね。そんなこともAIができるっていうのは本当に驚きでありますけど、AIも、みんなに、うんと、また、このICTパークを活用しながら広まっていただければと、そん

なふうに思います。

次に聞いてまいります。もう一つは、小学生向けの取組が多いように思われます。先日、いろいろチラシも見せていただきましたけど、非常に興味深い、何か、取っつきやすいっていいですか、すぐ目に入るような、優しさがあふれた、そんなチラシでありましたけど、見せていただいて、ああ、頑張っているなあと思っておりましたけど、小学生向けの取組が多いように思います。そのほかの世代の方に周知、利用していただくことも大変重要だと思っております。

何か、そういった取組などはあるのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○上田経済部経済交流課長 これまで、ICTパーク推進協議会では主に小中学生を対象にICTに触れる機会を提供してまいりましたが、就学前のお子様でも体験したいという要望もありまして、今年度は未就学児から体験できる講座も実施しております。

また、ICT分野への就職につなげるきっかけとするために、旭川工業高等専門学校や北海道情報大学の学生を対象としたゲーム開発事業も行ったところでございます。旭川工業高等専門学校や北海道情報大学などの学生は、ICTパークで実施するプログラミング教室や各種イベントにも参画、協力していただいております。実際に子どもたちにプログラミングの指導をするということも行っており、教えることを通じて学生のさらなる技術向上にもつながっているものと感じております。

また、今年度からは、eスポーツを活用した高齢者のフレイル予防の取組も進めておりまして、パソコンの画像認識機能を活用したゲームを独自に開発し、市内高齢者施設でeスポーツ体験会を実施しております。このゲームは、実際に体を動かしながら楽しく競い合えるものとなっており、大変好評なため、市が実施する高齢者の健康増進事業でも活用されるようになっております。

eスポーツやプログラミングは、内容を工夫することで子どもから大人まで世代を問わず楽しむことができるものでございます。そのため、ICTパーク推進協議会では、様々な年代の方がそれぞれの状況で気軽に体験でき、学べる機会を今後も提供してまいりたいと考えております。

○菅原委員 続いて聞いてまいります。このことが非常に大事だと思うわけですが、ICTパークで行われる各種イベントとか、その情報や施設の利用方法などについてはどのように周知しているのか、あるいはどのようにPRしているのか、ここが大事だと思うんですね。ここがしっかりできるともっともっと広まっていくと思うんですが、どのようにお考えになっているのか、お聞きしたいと思います。

○上田経済部経済交流課長 ICTパークでは、ホームページやSNSを活用してイベント情報やトレーニングジムの空き状況などを発信しているほか、ICTパークのLINEに御登録をいただいた方には、イベントの参加者募集や開催情報を送出することで周知を図っております。また、プログラミング教室では、参加者募集のチラシを、市内の小中学校だけではなく、周辺8町にも配布しております。市外から実際に申込みもあるなど、ICTパークの認知度も向上してきていると感じております。

○菅原委員 次に、このICTパークが開設されてから約4年がたつわけですが、ただいま事業をいろいろ聞いてまいりましたが、当初の狙いどおりに事業を実施することができているのか否か、そのことについてお聞きしたいと思います。

○上田経済部経済交流課長 ICTパークは、世界的なeスポーツ人気の高まりを背景として、e

スポーツの拠点としてまちなかににぎわいを創出する施設として設置されておりまして、大規模な取組も実施していく予定としておりましたが、開設時は、コロナ禍ということもございまして、観客を集めての大会を実施できない状況だったほか、先ほど御答弁したとおり、ゲームタイトルの使用許諾などの課題も見えてきたところでございます。

また、デジタル人材の育成に関しては、プログラミング教室を続けていく中で、子どもたちの技術向上だけでなく、論理的思考力や課題解決能力の向上が図られているという様子も感じることができ、プログラミング教育の可能性を十分に感じたところでございます。

そのため、今年度は、就学前の子どもですとか、また高齢者も含め、対象を広げるなど、より幅広い年齢層にプログラミングに触れていただくということでプログラミング的思考を持っていただけるように、ICTパークでしか体験できない事業を充実させてきております。

○菅原委員 このゲーミングPCといいますが、次から次へと本当に新しいスペックのものが販売されるわけでありまして、もう1年、あるいは2年もたつとすっかり古くなってしまいうような、そんな、最近、傾向にありますけど、性能的な課題など、どうなのでしょう、生じていないのか、ささいなことではありますけど、ちょっと教えていただきたいと思います。

○上田経済部経済交流課長 ICTパークに設置しているゲーミングPCでございますが、現在でもeスポーツをプレーするには十分な性能を持っております。ただ、毎年、スペックの高い新しいモデルが発売されるため、最新の機種とは言い難いということになっております。そのため、今年度、寄附を活用した事業において、ゲーミングPCのパーツの換装を行いまして高性能の最新モデルに更新をしております。

今後も、定期的に更新を行い、ゲーミングPCの性能を保っていきたいと考えております。

○菅原委員 最後の質問になりますけど、このeスポーツ、コクゲキは、全国に類を見ない、そういった施設であります。本当に、上手にPRして上手に活用すれば、また旭川の知名度がどんどん、どんどん上がっていく、そういった事業だと思いますので、何とぞ、僕が言ったら生意気になりますけど、頑張っていたきたいな、そんなふうに思っております。

そういった意味で、今後の取組の方向性についてはどのようなお考えを持っているのか、見解をお伺いしたいと思います。

○三宮経済部長 菅原委員から、様々、ICTパークに関する御質疑をいただきました。

これまでも御答弁させていただいておりますとおり、ICTパークの開設から約4年が経過いたしました。ほかに類を見ないというこういった施設でございますので、これまでの間、他都市の事例を学ぶということができずに、eスポーツやプログラミングに関する様々な取組についてはまさに試行錯誤しながら実施してきたところでございます。

そうした中で、先ほど課長からも課題についてお話しさせていただきましたけども、可能性としては、やはり、eスポーツに関しては、集客力が高くてにぎわいをまちなかに創出できるということでもありますし、こういったeスポーツというか、ゲームを通しまして、仲間同士のつながり、あるいはコミュニケーション能力が子どもたちにも育っているのではないかなというふうなことを実感しております。

また、プログラミング教室に関しましては、単に新しい技術を体験する機会、あるいはスキルの習得の場ということだけではなくて、論理的思考ですとか、課題解決能力と言われますけども、順

を追って、こう、物事を考えて、それをプログラムにしていこうということでは、非常に、これから求められていくデジタル人材の育成にもつながっていくし、それがまたキャリアの選択の幅を広げていくというふうにもつながっていくというふうに考えております。

ICTというのは、そもそも社会生活の豊かさや充実、人々の幸福度を高めるということにつながります。先ほど御答弁させていただきましたとおり、子どもから、まさに高齢者までいろいろと楽しめるものでもあります。そういったことで、これを基にデジタル人材が育つということは、例えば、ここに人材が育つことで企業誘致につながりましたり、あるいは、起業だとか創業、こういったものを誘発するというのも、そういう面もございますので、地域経済の活性化にもつながるというふうに思っております。

それから、先ほど最初のほうの質疑でもございましたけども、若者の地元定着ということで、制度については先ほど次長のほうから答弁させていただきましたけども、こういった若い人たちが、何かこう、楽しめる場所、あるいは人材が育つ場所があるということも、若者がこの地域に残る一つの要因なのではないかなというふうに思っております。

ICTパークは、単に市がやっているだけではなくて、企業や教育機関など幅広く産学官が連携して取組を進めております。学校でもいろいろやっていますし、民間のスクールでもありますけども、ICTパークならではの役割が求められているというふうに考えておりますので、今後とも、こういった協議会の会員組織はもとより、様々な企業や教育機関、また、令和7年度からは地域活性化起業人というものを置きますので、こういった方々の協力の下、ICTパークだからこそできる取組を充実させてまいりたいと考えております。

○菅原委員 デジタル人材の育成は、個人のキャリアの可能性を広げることもそうありますが、もっと身近なところで、生活の豊かさといったところ、また質の向上にもつながることであることは今回の答弁で理解できました。また、市の経済等の発展にも有効なものであるとも理解いたしました。

また、このICTパークというのは、産学官が力を合わせてデジタル人材の育成を通じた本市の活性化に取り組んでいるわけでありまして、これは、今後もぜひ進めてほしい取組であると強く思います。期待をしております。

ただ、こうした取組も、知られていなければ何も意味がありません。大規模なeスポーツを実施することは、ICTパークを知っていただくことにもつながります。コクゲキなど、そういったよい施設がありますことから、これを有効活用して、ぜひ、ICTパークの取組をますます充実させていっていただき、旭川のICTパークを全国に知らしめていただきたいと思います。

以上、終わります。

○えびな委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時11分

再開 午後2時12分

○えびな委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○上野委員 民主・市民連合の上野でございます。

後半の部分の質疑に入りたいと思います。

私の後半は、経済部に2つ、それから、観光スポーツ部に2つ、そして土木部に2つの6項目を用意しておりますので、よろしくお願いをいたします。

質疑に入る前にちょっと話をさせていただきますが、国も、今、予算案を審議している状況であります。注目しておりましたが、当初予算を修正案という形で可決に進んでいるということで、これは、衆議院のほうでは29年ぶりであるということで聞いております。私は、この話を聞いて、中心に立っている石破総理の御苦勞というのは大変なことだと思っております。政局のいろんな立場もございますし、その中で当初予算に修正をかけるっていう、その勇気と責任については、私は評価できるのかなと思って見させていただいております。

ぜひ、旭川の市議会においても、我々議会がこういうふうに審議している中で、1つでも2つでも当初予算の中で変更もしくは中身を変えていくという部分が増えていけば大変うれしいかなというふうに思っております。

ただ、残念なことに、その石破総理ですけども、今日の朝のニュースで見えていましたら、自民党の新人議員に10万円の商品券を配付したということで出ておりました。本人は、自分のポケットマネーから出したものであって、罪ではないということで話しておりました。これから注視していきたいと思います。ただ、ポケットマネーから、10万円の15人分ですから、150万円を出せるんだなど、変なところで私も感心してしまいましたけれども、これから注視してまいりたいと思います。

それでは、早速、質疑に入ります。

まず、1番目に、議案第83号、旭川市工場立地法準則条例の制定についてということでお願いをいたします。

この議案第83号の旭川市工場立地法準則条例の制定というのは、別に、私はこのところが専門じゃありませんので、誰かに言われたわけでもないんですけども、条例の説明を聞いているときに、ふっと、何かこう、引っかかったものがございまして、ちょっとこれの説明を受けたいなということで、担当者呼びまして説明をしていただきました。非常に興味深い内容だったものですから、質疑で取り上げさせていただきます。

まず、工場立地法についての概要についてお示しいただきたいと思います。

○青葉経済部企業立地課長 工場立地法は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるように導き、その結果、国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的とした法律でございます。

一定規模以上の工場の敷地利用に関しまして、生産施設、緑地、環境施設の面積率が定められており、工場の新增設等を行う際は市町村へ事前に届出を行う義務があるものです。対象となる業種は、製造業のほか、水力、地熱、太陽光発電所を除いた電気・ガス・熱供給業、規模に関しましては、敷地面積9千平方メートル以上、または建築面積が3千平方メートル以上の工場が対象となっております。

○上野委員 建築関係や、そういった関係の方は当然理解している内容だと思うんですけど、私たち全く関係ない者にとっては、この法律はどんなものなのかなというふうにして最初は聞いておりました。生産施設と緑地と環境施設、これの面積率が決まっている。家でいえば建蔽率が決まって

いるような、そんな考えでいいのかなと思って聞いておりました。

それで、ちょっとこう、聞いて気になったのが対象となる業種についてなんですけれども、製造業のほか、水力、地熱、太陽光発電所を除いた電気供給業という、何かこう、複雑な書き方をしているんですけども、一つ確認をさせてください。

この中に風力が入っておりませんけれども、風力については、この対象となる業種に含まれるのかどうか、お示しいただきたいと思います。

○青葉経済部企業立地課長 電気供給業のうち、水力発電、地熱発電、太陽光発電以外は工場立地法の規制対象となっているため、風力発電、バイオマス発電、ごみ処理発電は規制の対象となります。

○上野委員 風力も入っているということで、後ほど、またこれについてはお聞きします。

敷地面積が9千平方メートル以上ということは、想像もつかないんですけれども、私の会派に金谷さんがいるのでどのぐらいだと聞いたら、かなり大きいよ、家だったら34戸か35戸が建つぐらいと言われたら、ますます私も想像がつかなくなったんですけれども、100メートル掛ける90メートルぐらいの広さですから、それ以上大きくなければこの法律には当てはまらないという理解でいます。

ですから、今後、話が出てくる何%っていう問題も、自分の家を想像して考えたらそんなに大したことがなくても、9千平方メートル以上の大きさということになると、やっぱり、かなりの影響があるのかなんていうイメージを持っています。

それでは、工場立地法が制定された経緯とその後の流れについてお伺いをいたします。

○青葉経済部企業立地課長 工場立地法は、高度経済成長を背景に進んだ国内の工業化と、工業開発に起因して深刻化した公害問題や地域の環境、自然の喪失に対する対策といたしまして、昭和48年に工場立地の調査等に関する法律を改正する形で制定がなされたところです。製造業等、企業の社会的責務として、企業が進んで工場の緑化等を行い、積極的に地域の環境づくりに貢献することを求めたものであり、制定以降、何度か法改正が行われる中で地方への権限移譲も進められ、平成29年に執行権限が市町村へ完全移管しております。

○上野委員 私はこの部分に大変関心がありまして、昭和48年ですと、私が18歳、今から50年前の話なんですけれども、深刻化した公害問題や地域の環境、自然の喪失に対する対策としてこの法律ができた。今、環境問題が大変騒がれていますけれども、50年前にこのようなことを考えた法律ができたということで、改めて私は興味を持った次第であります。

それでは、今回制定する旭川市工場立地法準則条例と工場立地法との関係についてお示しをいただきたいと思います。

○青葉経済部企業立地課長 工業地帯を中心とした公害問題が深刻化し、工場立地法が施行された昭和49年以降、環境規制法体系の整備や環境負荷を低減する技術の進歩、企業の環境に対する意識の高まりによって公害問題は大幅に改善され、工場立地をめぐる環境は大きく変化をしました。その結果、工場立地法による緑地面積率等の規制が、地域の実情に沿った緑地整備や公害防止技術の進歩等に十分対応していない、老朽化した工場の建て替えの支障となっている等の指摘が全国的に各方面から出されるようになりました。

このような指摘を踏まえ、国としましても、順次、規制の適正化が図られ、平成24年には、国

が定める範囲内で、地域の実情に応じた緑地面積率等を市が条例により定めることができるようになったところであり、本市の準則条例も、国が定める範囲内で緑地面積率等を定めようとするものでございます。

○上野委員 今の答弁を聞きますと、昭和49年以降、公害が大幅に改善されたという環境問題の新たな考え方が出てきて、その辺りから緩和されてきていると。平成24年には、国が定める範囲で、地域の実情に応じて、この緑地面積等というのは、敷地の中に緑地の部分を造らなければならないという、その面積なんですよね。それを、地域の実情において変えてもいいということで、今回、それが根拠になっているのかなと思っております。

先ほどお話ししました環境問題と緑地の面積の問題というのは、後ほどまた話を聞きたいと思います。

そこで、旭川市は、この緑地面積率を条例で具体的にどの水準まで定めるつもりなのか、国の基準との関係も含めてお示しをいただきたいと思います。

○青葉経済部企業立地課長 国の基準では、緑地のほか運動場などの環境施設面積率が25%以上、うち緑地面積率が20%以上と一律で定められているのに対しまして、準工業地域は、環境施設面積率を15%以上、うち緑地面積率を10%以上に緩和し、工業・工業専用地域、市街化調整区域及び都市計画区域外は、環境施設面積率を10%以上、うち緑地面積率を5%以上に緩和しようとするもので、その他の住居・商業地域につきましては緩和はいたしません。

また、屋上庭園などの重複緑地算入率につきましては、国の基準が市全域で25%以下のところを50%以下に緩和しようとするものでございます。

○上野委員 数字がたくさん出てきましたんでちょっと混乱しますけれども、単純に計算して10%を引き下げるということは、先ほどの、9千平方メートルを超える大きさの土地で10%となるとやっぱりかなり大きな土地、これだけを、今まで緑地にしていた分を、しなくてもいいよというような改正になるということで考えていただければいいのかなと思います。

それでは、旭川市が準則条例を制定しようと思った動機というのは何なのか、お示してください。

○青葉経済部企業立地課長 本市は、法律の制定のきっかけになったような工業都市ではございませんので、これまでそういった声は多くありませんでしたが、ここ1～2年、製造業の誘致案件や市内企業からの相談が複数あり、企業が、敷地を有効活用し、事業活動しやすい環境の整備を進め、設備投資の促進と生産性の向上、さらには、新規立地の促進を図ることが重要との認識から、準則条例を制定し、緑地面積率等の緩和を実施するものでございます。

○上野委員 企業からの要請ということで、当初のこの法律の目的である環境や公害といったものが、ここからは、企業優先、企業からの要請ということで決めたということですが、他都市ではどのような状況になっているか、お示してください。

○青葉経済部企業立地課長 令和5年4月の経済産業省の資料によりますと、震災復興特区などほかの根拠法令による緩和を含めまして、全市町村の41%が緑地面積率等の規制緩和を既に実施しております。

○上野委員 41%の市町村が規制緩和しているということでした。かなり進めてきているということですね。

旭川でも企業が大分聞いたりなんかして働きかけがあるみたいですけど、なぜ、それほどまでに

事業者が望むのか、事業者としてのメリットは何なのか、お示しいただきたい、また、その事業者の反応というのはどのようなものなのか、併せてお聞かせください。

○青葉経済部企業立地課長 条例の制定によりまして弾力的な運用が可能になりますことから、既存の立地企業は、環境保全と調和しつつ敷地内での工場増設が実施できるようになり、敷地面積の有効活用、生産効率の向上による競争力の強化が図られるようになります。また、工場立地の優位性が高まることにより、新たな企業立地も促進されるなど、本市の産業振興と安定した雇用の維持、創出を図ることができるものと考えております。

事業者の反応につきましては、現在、誘致折衝中の企業や相談を受けております市内企業からは非常に好意的な声をいただいております。

○上野委員 ただいまの答弁において、誘致折衝中の企業もあるということでお答えいただきました。

それで、事前の打合せの中で、どんな企業だいて聞いたら、なかなか教えてくれなかったんですけれども、ちょっと私の想像で申し訳ないんですけれども、まさかと思いますが、風力発電関係の、今回、市政方針の中でも述べられておりますけど、それらの会社との水面下の話が進んでいるようなことはないでしょうかね。それをちょっとお答えいただいてよろしいですか。

○青葉経済部企業立地課長 現在、企業立地課で御相談を受けている企業は全て製造業が対象でございます。現在相談を受けている企業さんは増改築の御検討が多いのかなというふうに思っております。増改築の検討でございますので、いずれももう既に本市に根差した優良な企業様ばかりでございます。なかなか融通が利かないんで困っているという相談を受けておりますので、すいません、企業立地課としては、風力発電関係については今のところ御相談はありません。

○上野委員 安心するも何も、ないということでしたから、それがあから条例を変えたわけではないということで安心しました。

それで、この問題の最後になりますけれども、この条例は、昭和48年、工場立地の調査等に関する法律を改正して制定された当時は、公害問題だとか地域の環境、それから自然の喪失に対する対策であったと先ほど答弁いただきました。

この緑地帯が減ることの影響は、ゼロカーボンシティの実現を目指している旭川市の考えと異なるのではと考えますが、その整合性についてお答えいただきたいと思います。

○三宮経済部長 この条例の制定の目的につきましては、まず、企業誘致や既存工場の増設等を促進するというもので、地域経済の活性化と雇用の創出に資するものでございます。

今、委員から御指摘のありましたゼロカーボンシティとの関係ですとか、あとは、環境保全との関係につきましては、この条例を制定するその検討段階で、やはり、その辺りは非常に気にして検討してきたところです。

そういった中で、そもそもこの法律ができたのは、昭和48年の、先ほど答弁させていただきした公害問題が、このときは経済優先の動きだったということから規制されたというふうに思っておりますけれども、そういったその後の状況の変化の中で、この条例ができて、経済の発展と、今求められている環境保全との両立というのは可能であるというふうに判断して制定を決めたものでございます。

その理由といたしましては、まず、本市は、耕地面積と森林の面積の合計が市全体の面積の約7

割を占めるといった、もともと自然環境に恵まれた都市でございまして、この条例で緑地面積率を緩和するといった地域は、先ほども御答弁させていただきましたとおり、住居・商業地域を除いた準工業地域、工業・工業専用地域、市街化調整区域及び都市計画区域外となっております面積が限られる、それから、令和5年度の旭川市の統計書によりますと、市内の事業所は約1万4千社ございますけれども、該当となる業種の事業所数というのは681で、全業種の5%程度です。そのうち、対象となる工場というのは41の工場がございまして、全体の事業所の中でも0.3%と、業種と区域がかなり限定的であるということが1点です。

また、ゼロカーボンの推進につきましては、森林保全による二酸化炭素の吸収量の確保だけではなくて、再生可能エネルギーの利用や省エネルギー性能の高い、こういった設備を導入するという、環境負荷の少ない工場の新設や転換も重要でありまして、この条例の対象となるような比較的大規模な事業者につきましては、最近、ゼロカーボン経営ですとか環境経営といったことが言われておりますけれども、非常に環境への意識が高い経営をしております。そうしたことから、こういったところで、増設をする企業につきましては、設備は環境負荷の少ないものが導入される、そういったことがまたゼロカーボンの推進にも寄与するというふうに考えております。

またさらに、企業誘致の誘導策といたしましては、私たちは、道内トップクラスとなります最大2億6千万円の助成金というものを持っておりますけれども、その中には、二酸化炭素の排出量を20%以上削減するような環境配慮型の施設を整備する場合には上限5千万円の助成金だとか、あとは課税免除の延長など、企業の環境配慮の取組に対する支援というものも併せて持っておりますので、そういったものとの相乗的な効果も期待できるというふうに考えております。

また、経済産業省の資料によりますと、先行して緩和した自治体、先ほど四十数%あるということでお伝えいたしましたけれども、環境保全への影響があった事実というものは今のところ確認されていないということでございますので、引き続き、企業誘致をさらに加速させることによる経済の活性化と、本市が進めているゼロカーボンシティとの両立が図れるよう取組を進めてまいりたいと考えております。

○上野委員 御丁寧な答弁をいただきまして、ありがとうございます。

私が懸念していた、緑地帯の部分違うものに変えていくことによって環境問題にも影響してくるんじゃないかというふうに思いましたが、今現在、先進地の話を聞いてもそういったところは見られないという御答弁をいただきました。

ただ、今後、きちっと検証していただきたい。これについては、私も、今、ちょっと勉強不足のところもありますので、今後ますます勉強しながらこの後の経過を注視させていただきたいと思えます。

それでは、次の項目に入ります。

次は、同じく経済部で、5款1項1目のはたらく環境づくり支援費についてお聞きいたします。

人口減少の問題や少子化の問題は、これはもう、この議会においてもそうですし、国会においても非常に注目されているところであります。私も、何回か、労働人口の減少についても質疑させてもらったことがありますけれども、それらが全て労働人口の減少にもつながっていて、今、人の取り合いになっているというところがございまして。特に、介護の施設の関係なんかでは、本当に人材がいなくて、どれだけ高い給料とよい条件の中で人を取り合うかということに、やっぱり、今なっ

てきております。

そんな中で、例えば、旭川市がほかの市町村から人を迎えて、労働人口の中に入れていっても、その市町村が今度は困るわけですね。結局、いつまでもそれは繰り返して行って、人の取り合いがずっといつまでも続くようなことが考えられます。

それで、私は、以前から、外国人の方たちとともに働くまちづくりというのをやっぱり考えていくべきじゃないかというふうに思っております。それで、外国人材の活用について、市の現状どうか取組について質疑をしてまいりたいと考えております。

まず初めに、はたらく環境づくり支援費についての概要をお示ししたいと思います。

○高橋経済部次長 地域企業における働きやすい環境整備のため、企業向けの情報発信や人材育成の支援を行うことを目的とした事業でございまして、令和7年度は、外国人の雇用を検討している市内事業者等を対象に、外国人材活用に係る制度や受入れ環境の整備などの相談支援を実施するものであり、予算額は53万1千円となっております。

○上野委員 予算額が53万1千円と非常に少なく、私は驚いております。もっとお金をかけてやっぱりやらなければ、もう他の市町村に後れを取っていくんじゃないかなというふうにちょっと危機感を持っております。

それでは、旭川市では市内に在住する外国人の現状をどのように把握しているのか、本市における外国人の人数や国籍、さらには、どのような在留資格で働いているのかもお示ししたいと思います。

○高橋経済部次長 出入国在留管理庁の在留外国人統計によりますと、令和6年6月末現在の旭川市内の在留外国人の数は1千744人となっております。国籍別に多い順で申し上げますと、ベトナムが448人で25.7%、インドネシアが220人で12.6%、中国が202人で11.6%、韓国が159人で9.1%、ミャンマーが150人で8.6%、ネパールが128人で7.3%、フィリピンが105人で6.0%、そのほかが332人で19.0%となっております。

次に、在留資格別に多い順で申し上げますと、技能実習2号が300人で17.2%、特定技能1号が267人で15.3%、技能実習1号が253人で14.5%、永住者が224人で12.8%、技術・人文知識・国際業務が121人で6.9%となっております。

○上野委員 旭川には1千744人、これぐらいしかまだいないんだって聞いて、私の娘はちょっと横浜にいるんですけども、すごい数の、擦れ違う人はもうほとんど外国人かと思うぐらいの人をこの間も見てきましたんで、それに比べるとまだまだ旭川はやはり少ないんだなという感じがしました。

それで、今、在留資格について何人という数字を示していただきましたけども、これについてももう少し詳しく説明をしていただきたいんですが。

○高橋経済部次長 在留資格につきましては、様々な種類がありますが、就労が認められております主な在留資格につきましては、技能実習、特定技能、技術・人文知識・国際業務などがございます。

技能実習制度といいますのは、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度となっております。特定技能制度は、国内人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、一定の専門性、技能を有する外国人を受け入れ

ることを目的とする制度でございます。技術・人文知識・国際業務といいますのは、特定の専門的技術もしくは知識を必要とする業務、または外国人特有の感性を必要とする業務に従事するための在留資格となっております。

○上野委員 国としても、大分、緩和は進めているんですけど、やはり、かなり高いレベルの資格、制度であるなど私は感じております。

それにしても、先ほど1千744人で、そのぐらいですかって聞いたんですけども、コロナの後は、若干、外国人に会う機会も多くなっているのかなと思うのですが、コロナ下より増えているというふうに感じますけれども、それはどのぐらい変化してきているのかということと、それから次に、市内の企業でどのくらい外国人材を雇用しているのか、その外国人材を雇用している市内業者の割合についても併せてお示しいただきたいと思います。

○高橋経済部次長 先ほど御答弁申し上げました在留外国人統計で比較いたしますと、5年前の令和元年6月における市内の在留外国人の数は1千222人となっております。この5年間で522人増えておりまして、約1.4倍に増加している状況でございます。

続きまして、市内の企業における外国人材の活用状況について調査するため、昨年11月に市内400事業所に対しまして外国人雇用に関するアンケートを実施し、98事業所から回答を得たところです。外国人の雇用の有無につきましては、雇用したことがないとの回答が一番多く、68事業所で69.4%、雇用中は22事業所で22.4%、今は雇用していないが、以前は雇用していたが5事業所で5.1%、検討中は3事業所で3.1%となっており、今回の調査では22.4%の市内事業所で外国人を雇用しているという結果になりました。

○上野委員 事前の打合せの中では聞いていなかったんですけども、もし分かったらいいんですけど、今は雇用していないが、以前は雇用していたってところは、きっと雇用して途中でやめた、リストラしているんじゃないかと思うんです。その理由がもし分かれば、ちょっと1つ、2つ、聞かせていただきたいんです。

○高橋経済部次長 アンケートにおきましては細かいところまでは確認していないんですけども、制度の問題ですとか、あと人材確保の問題といったところで雇用をやめるケースがあるというふうにはお聞きしております。

○上野委員 雇用中と回答した割合がまだ2割ということですが、調べた件数、アンケートで返ってきた件数も100に満たない感じですから、まだまだ隠れているところがあるのかも分かりませんが、来た中では2割ということですが、人手不足という課題をそれぞれ抱えているにもかかわらず、外国人の雇用が進まない要因というのはどこにあるのか、どのようなお考えをお持ちなのか、お示しいただきたいと思います。

○高橋経済部次長 今回のアンケートの中で雇用したことがないと回答した68事業所に対して、その理由について、2つまで選択できる複数回答方式で質問しております。最も多かった回答につきましては、受入れ体制が整っていないが39事業所、次に、人手が足りているが23事業所、方法が不明が12事業所、手続が煩雑が8事業所、その他が9事業所となっており、多くの事業所が、雇用の意向はあるものの、受入れ体制の整備や受入れ手続についての情報を有していないということが、外国人材の活用が進まない要因になっているものと認識しております。

○上野委員 大体想像がついたような答えが返ってきているなどということですよ。要するに、受

入れについてのいろんな情報であるとか、そういう準備が企業自体にも旭川市自体にもまだまだ整っていないということがこういった理由に含まれてくるのかなということですね。やはり、向こうから来る外国人が求めるのは、安全で安心して働ける場所、それから、コミュニケーションなんかをやっぱり求めてくるのかななんていうふうに思っております。

それでは、旭川市は、これまでそういう方たちに対してどのようなことに取り組んできたのか、お示しいただきたいと思います。

○高橋経済部次長 これまでの取組ですけれども、北海道などと連携いたしまして企業向けセミナーや情報提供などを行ってまいりましたが、企業の経営者や人事担当者などからお話をお聞きした際に、外国人材活用についての関心の高まりを感じる機会が多くなってきましたことから、今年度、企業アンケートを実施し、状況の把握を行ったところでございます。

アンケートの結果から、多くの事業所が、雇用の意向はあるものの、そもそも制度や手続についての情報を入手したり相談する手段や機会が少ないといった課題が見えてきましたことから、外国人材活用相談支援に係る事業を構築したところでございます。

○上野委員 旭川市には都市交流課というのがあると思いますけれども、その都市交流課との連携というのはどのような形で行っているのか、お示してください。

○高橋経済部次長 都市交流課では、フィール旭川7階のほうに旭川市国際交流センターを設置しております。そこでは外国人からの相談などへの対応を行っており、頻度は多くはないということでありすけれども、求職活動などの相談もあったというふうに聞いております。

外国人材の活用につきましては、都市交流課と、今年度、複数回、打合せを行っておりまして、両課の取組についての情報共有ですとか今後の方向性などについて協議を行っているところでございます。新年度の事業実施に当たりまして、適宜、情報共有をしながら取組を進めるなど、さらなる連携を図ってまいりたいと考えております。

○上野委員 都市交流課のほうは、時々、そこにいる人じゃなくて、そこに通っている人にちょっと話も聞いたりするんですけれども、先ほど、外国人の方が帰る理由も聞いたんですけども、旭川は寒いからと言って帰る人もいるっていうような話も聞いておりますし、仕事の内容でどうこうというよりは、コミュニケーション、やっぱり母国語が使えない中でのコミュニケーションに困難を感じて、そして、友達ができない、独りぼっちだっていう、やっぱり孤独感を感じて帰る方も多くいられるっていうふうに聞いています。

ですから、やっぱり、そういう方たちの相談を受け付けるところ、ここで外国人材活用相談支援事業についてということでお聞きしたいと思うんですけれども、どのようなことを考えられて取り組まれるのか、お示しいただきたいと思います。

○高橋経済部次長 市内事業者の人手不足の解消と外国人材への良質な労働環境の提供を行うため、外国人材の雇用を検討している市内事業者、または現在雇用している事業者を対象に、外国人材活用に係る制度や受入れ環境の整備等の相談対応を行う外国人材活用相談窓口を開設したいと考えております。相談窓口は、外国人雇用に係る専門知識や企業支援の実績を有する民間企業に委託し、電話やメール、オンラインなどで対応できるようにしたいと考えております。

○上野委員 これからの取組なので、大変期待しているところであります。

今、外国人の雇用については、もう民間のレベルに旭川は頼るしかないと思います。私も民間の

説明を聞きに行きましたけれども、民間のほうは、海外まで足を運んで、そこへ日本の雇用条件も持って行って、向こうで人と人をマッチングする、そこまでやりながら日本に連れてきて働いてもらっていると。旭川市についても、それは民間レベルではやっているようには聞いていますけれども、まだ行政レベルではやっぱりなかなかそこまでいっていない。そんな中で、やはり、相談を受けながら、今現在、旭川で働いている人たちがどんな困り感を持っているのかっていう、そういうところをやはりつかまえながら、それを基に、やっぱり行政として何ができるのかっていうことをやっていかなきゃならないと思います。

企業とのマッチングということについては、これは、行政はなかなか難しいところであると思うんですけども、やはり、住んでいる方のインフラを整備したりとか、そういう悩みの相談の窓口というのはもっともっと早くに設けるべきだったのではないかなと私は思っております。ただ、そういうことに対して、これからやろうということについては、事業としては非常に私は評価したいと思っています。

先ほども申し上げましたけども、外国人が、かつてのようにただの労働者であってと、そういう見方ではなく、やっぱり、共に外国人と働いてまちづくりをしていくという、そういう考えに立って今後も進めていただきたいなと思っております。

特に、今、旭川では、カムイスキーリンクスのリゾート化を含めて、これがうまくいけば多くの外国人の方がこちらに来ると思います。そうすると、その中で、通訳だけではなくて、やっぱり、共に働ける人を育てていかなければならない時代が、近い将来、絶対に来ると思っているんです、私は。ですから、そういう意味でも、今後、この外国人材活用相談支援事業、こういったものを実施しながら、今後これをどういうふうにして展開していきたいのか、その見解をお示しいただきたいと思います。

○高橋経済部次長 昨年、技能実習制度が抜本的に見直され、人手不足分野における人材の育成、確保を目的とする育成就労制度が創設されることになりました。新たな制度運用につきましては、詳細な内容はまだ十分に明らかではありませんけれども、これまでの制度と大きく変わるものになっておりまして、外国人材の活用を検討している企業にとりましては導入の障壁になることも考えられます。

このため、新年度設置いたします相談窓口において、制度の改正も含めた情報をお知らせするとともに、制度や窓口の概要などを掲載したパンフレットを作成したいというふう考えております。また、相談窓口に寄せられた内容につきましては、適宜、集約し、企業から寄せられた生の声として今後の事業構築に生かしていきたいというふう考えております。

いずれにいたしましても、多くの企業に相談窓口を利用していただくことが大事でございますので、広報誌やSNS、ホームページなどでの情報発信に加えまして、業界団体などにも個別に説明し、利用を促していくなど、積極的なPRを行ってまいりたいと考えております。

○上野委員 先週でしたか、土曜日、この庁舎の1階で、介護施設の方々が来まして、シニアの介護サポーター、要するに、介護士じゃなくて、その周りで作業する人たちの、シニアの方とのマッチングの、そういった取組を福祉のほうでやっていたんですね。そこでちょっと介護の人と話をすることがあったんですけども、その方のところには、ミャンマーから9人、それからネパールから9人、合計18人の方が働いていて、非常に真面目によく働かし、誠実であると。ただ、やっぱ

り、旭川で暮らしていく中で、本当に、なかなか友達の輪が広がっていかない。やっぱり、言葉の壁があるんだと思います。

だから、そういったことも含めて、これからきちっと相談窓口を通して、そういう外国人の悩みと、それから、その人方を雇用する経営側の悩みも同時に聞いた上で、やっぱり、今後、拡大していかなければならない事業ではないかと。そういう意味では、新年度の53万円という予算は、私はちょっと少な過ぎるかなと思っています。もっとやっぱりたくさんの予算をつけて、この部分については頑張っていっていただきたい、すべきだと御指摘をさせていただいて、この項目については終わりたいと思います。

ちょっと、あとは中途半端になりそうなので、委員長、この時間で終わっていいかどうか。

○えびな委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時51分

再開 午後3時30分

○えびな委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○上野委員 それでは、後半を始めさせていただきます。

残り時間が64分しかありませんが、4項目ありますので、ちょっと急いで進めさせてもらいます。

まず、後半の1番目は、前半、行財政改革推進部のほうに聞いた公共施設予約システム、これについてなんですけれども、前半のときにも言いましたけれども、後半部分については、学校開放事業のスマートロックについてお聞きするということで通告しておりましたので、それについてお聞きしたいと思います。

まず、学校開放事業の事業と予算の概要についてお示しいただきたいと思います。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長 学校施設スポーツ開放事業につきましては、地域住民の健康と体力の維持増進を図るため、小中学校の体育館やグラウンド等をスポーツ及びレクリエーションに開放している事業でありまして、令和7年度につきましては、事業費として7千878万3千円を予算計上しているところでございます。

内訳といたしましては、施設の施錠管理や入退館管理のために、各校に配置する管理指導員の人件費相当額として3千749万3千円、プール3か所の管理委託費として875万3千円、校長、教頭への報酬で355万2千円、備品その他事務費で424万2千円、そして、今回、新規要素となります公共施設予約システムやスマートロックを活用し、管理指導員を配置しない自主管理方式を73校中30校に導入する費用といたしまして2千474万3千円を計上したところでございます。

○上野委員 学校開放事業につきましては、非常に人気がございます、大体夜の7時から9時ぐらいまでの間、夜間の開放をいたしまして、私も、今、地域のバドミントンに週に1回行っていますけれども、それ以外にも、あちこちで各スポーツ団体がその活動場所を探して、この切替えの時期になると、学校にたくさんいろんな団体から電話が来まして、空いていないかという、そういった電話を校長、教頭時代も受けておりました。

今回、その中で、一番最後にありました公共施設予約システムやスマートロックについてお聞きしますが、このシステムのことと、どんな工事になるのか、これについてまずお聞かせください。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長 インターネット環境を利用しまして、これまで管理指導員が行っていた物理鍵による施錠管理ではなくて、公共施設予約システムから予約で利用者へ暗証番号を発行することで利用者自身が解錠できるシステムになります。

また、工事については、システム構築に向け、導入校の専用出入口にスマートロック錠を取り付ける工事を行います。

○上野委員 開放事業につきましては、もう月曜日から金曜日かな、土曜日も使っているところもあるのか分かんないですけども、いろんなスポーツの団体が来るわけで、その団体が体育館を使用する際には、今までは、管理指導員が一つずつ鍵を開けて、最後は戸締まりもしてくれていたっていうことだったんですけども、今度は、このスマートロックになると、今ここで言われたように、やっぱり、暗証番号がどんな形で送られるのか、スマートフォンや携帯に送られてくるんだと思いますけれども、その暗証番号を打つことによって中に入れるようなイメージになるんじゃないかと思っています。

それで、一つ心配なのは、そのセキュリティー対策というのは、これ、十分に行われているのか、前のシステムのところでもちょっと聞いたんですけども、それについて伺います。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長 スマートロックの解錠に必要な暗証番号は、直接、予約者のスマートフォン等に送られますが、公共施設予約システムは、本市でも運用実績がございまして、セキュリティーについては安全性が確認されているものと認識してございます。

また、暗証番号は、利用の都度、変更になりますので、番号の漏えいにも対応できるものと考えております。

○上野委員 心配なことはいっぱいあります。暗証番号は1人に送られるんだと思います。多分、責任者のところに送られると思いますが、その責任者が、例えば、その日に行かないとか、それから遅れるとか、そういったときにそれを何らかの形で別の人にもた送らなきゃならないとか、そういったことはまた新たな問題として出てくるのかなあとと思っています。セキュリティーをしっかりとしているということですので、安心はしております。

ただ、管理指導員がいないことで、不便になることはないのかなどなのか、心配しております。私たちが行ったときには、もう用具の出し入れだとか、照明は管理指導員さんがやってくれています。また、後片づけも、我々は、掃除もして、最後は道具の後片づけまではするんですけども、最後の照明を消すなんかは、全部、管理指導員さんがやってくれていた。それをやっぱり誰かがやらなきゃならなくなる。

そのほかに、学校施設内の中でトラブルが結構多いんですよ。器具が壊れたとか、動かないとか、人がけがしたとかも含めて、そういったときの対応というのはどのようなになるのか、お示しいただきたいと思います。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長 スマートロック導入によりまして自主管理方式になりますので、まず、用具の出し入れですとか照明の管理等は利用者御自身によるものと認識してございます。

また、管理指導員不在により生じる不都合、当日起こり得るトラブルについては、様々なものがありまして全てを想定できるものではございませんが、例えば、利用中に備品を汚損、破損してしまった場合、暖房がつかないといった場合は、これまでも管理指導員にお問合せをいただいておりますが、当日のうちに解決するのではなくて、翌日以降に、管理指導員から当該校の主事補である教頭に報告の上、後日、対応いただくのが一般的な流れでございました。

自主管理方式移行後は、管理指導員が不在になりますが、問合せ窓口を一元化しましてセンター化を図ることで、利用者の利便性の維持と学校側の負担軽減を図ることを検討しております。

○上野委員 確かに、今までも、何か壊れたとかっていった場合は、その日は活動できないで帰らなさいと言われたこともありましたんで、多分、その場で解決できないことのほうが多いのかなというふうに思っています。その問合せの窓口が一元化されるということで、そこに誰かがいて、電話して、こういうことがありましたということを伝えて、それから、ある程度の指示が出されるということですのでよろしいですね。

ちょっと細かいことになりますけれども、この利用料というのは、私たちも払っているんですけども、その支払いと管理についてはどのようになるのか、お示してください。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長 これまで、利用料は、市内主要体育館及び公民館で販売している利用券をあらかじめ購入いただきまして、利用時に管理指導員に直接お渡しする流れになっておりましたが、今後は、公共施設予約システムから電子決済により支払っていただくことで暗証番号が発行されることになります。

ただし、電子決済を御利用いただけない利用者に向けまして、これまでどおり利用券をお使いいただけるよう、受付窓口を別途設置する予定でございます。

○上野委員 電子決済って出たので、はっといたしました。私は苦手な分野なんですけども、それでも、その後に書いているように、これまでと同様に利用券も使えるってということで、結構、シニアの方の利用が多いんで、やはり、これ、電子決済に一気にいくというのはなかなか難しいものが私もあると思うので、こういう配慮がやっぱり必要なのかなと思っています。

次の質問で、私は、管理の責任者は誰かって、これ、聞かなくても分かっておりまして、校長が主事で、教頭が主事補という形で、これ、責任を持っていると思います。

ただ、これ、この後聞こうと思っていたことと関連するので、この学校の管理職の仕事内容というか、主事、主事補の仕事内容というのは増えるのかどうなのか、お示しいただきたいと思います。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長 学校の主事、主事補の仕事が増えるのかということでございますが、利用者からの問合せ窓口の外部委託と公共施設予約システム導入によりまして、これまで、主事、主事補である校長、教頭に行っていた、利用者からの問合せ対応や利用者名簿の作成、利用券の集約といった事務作業は大幅に軽減されるものと認識してございます。

○上野委員 私がありがとうございますと言うのも変なんですけども、やっぱり、これは結構な時間がかかるんですね。そうすると、市として、前期、後期の分かれ目のとき、どの団体をどこに入れるのかっていう、そういう調整は今までどおり主事、主事補が行うという形で考えてよろしいですね。

ただ、途中で壊れたというのも、前は、教頭のところに電話が入って、教頭先生は、大体、我々

が午後9時までやっていたら9時まで残っている教頭先生が多くて、本当は駄目なんですけど、対応してくれたことも度々あったんですが、今度は、窓口が違うところになるので、それはそちらのほうでやっていただけるということですね。

それで、ちょっと別の視点からお伺いしますが、今まで管理指導員をしていた方、私の先輩もたくさんいるんですけども、そういう人方が、このスマートロックが導入されることで自分の管理指導員という仕事がなくなると思うんですけども、それについてはどのようにお考えなのか、お聞かせください。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長 目標どおり30校にスマートロックを導入しまして自主管理方式へ移行した場合の本事業費の人件費の削減効果は、年間約1千600万円と推計しております。

こうした削減効果は、裏を返しますと、管理指導員等の収入の減につながるものとは理解しておりますが、公共施設予約システム及びスマートロックの活用といった、いわゆるDXによる市民サービスの向上や経費の削減は、行財政改革を進めていかななくてはならない本市にとっても優先的に取り組まなくてはならないものと考えてございます。

○上野委員 予想されていたとはいえ、DXと併せてやっぱりそういった人の削減というのも当然進んでくるんだなということで、ただ、こういう人方の仕事の再任用みたいなものも含めて、ちょっと頭の隅に入れて考えていただければなというふうに思います。

それでは、今後、利用者への説明についてはどのようにするのか、また、これも2点を合わせてお聞きしますけども、今後の課題としてはどんなことが考えられるのか、併せて説明いただければと思います。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長 まず、今後の予定でございます。

スマートロック導入は本年10月を予定しておりますので、自主管理方式導入校御利用の方々に8月の利用調整会議で説明することを考えてございます。

また、今後の課題でございますが、スマートロックによる自主管理方式につきましては、道内では先駆的な取組であり、当初想定できなかった問題も発生するとも考えられますし、学校施設を管理する校長や教頭の不安もあるかと思えます。ただし、担い手の不足や人件費の増といった課題を解決するためには、自主管理方式の推進は避けては通れないものであり、最終的には50校への導入を目指しているところでございます。

このため、新年度の早いうちに、スマートロック及び自主管理方式についてマニュアルを作成しまして、各小中学校へ丁寧な説明を行うほか、利用者の皆様にも御理解いただけるよう、利用調整会議で直接説明するなど、自主管理方式導入校の拡充に取り組んでまいりたいと考えております。

○上野委員 道内では先駆的な取組ということで、答弁にもありますけども、やはり、何が起きるかは、今段階ではちょっと予想できないんじゃないかと思えます。

8月に説明をして、それ以降の10月の実施になると思いますが、ぜひその検証を進めていただきたいんですが、どのようにして臨むのか、それについてお考えをお示しいただきたいと思えます。

○菅原観光スポーツ部長 スマートロックによる自主管理方式でございますが、道内でもあまり例のない取組でありまして、これまで、職員によりまして様々なシミュレーションを行っておりますけれども、事業を実施する上で想定し得ない課題が出てくるということも十分想定されるものでござ

ざいます。

こうした課題を解決していくためにも、学校ですとか利用者の御意見を聞きながら改善していく必要があるものと考えております。定期的に学校関係者や、あるいは利用者に対してアンケートを行うなど、市といたしまして、現場の状況把握に努めてまいりまして、しっかりと検証、対応したいというふうに考えております。

○上野委員 先ほど言いました、何が起きるか分かんないんですけど、一つ御指摘させていただくのは、利用者に対する説明等をやるときに、ぜひ利用者の使用上のモラルの向上に向けて何らかの対策を練っていただきたい。

結構、シニアの方は丁寧に掃除もやったり道具も大事に使ったりするんですけども、私のやっている乱暴なスポーツ、サッカーの、特にフットサルをやるような20代、30代の若手は、やっぱり、こう、壁なんかどうでもいいぐらいに思い切り蹴ったり、天間が傷んだりっていうことも度々あったり、食べたものをそのまま置いていたりということも度々あるんじゃないかと思います。

それは、今まで、管理指導員さんが、全部、最後に後始末していつてくれていたんですけど、やっぱり、競技者のモラルっていうことについては今まで以上に厳しくやっていただきたいし、場合によっては、やっぱり、確約書みたいな、そういったものも用意されるほうがいいのか。今まではチームごとに多分出していたと思うんですけども、個人ごとの確約書なんかも考えてもいいのかなと思います。そうしないと、何か物が壊れた、誰かがけがしたとか、そういったことの責任問題がやっぱり出てくると思いますので、その辺だけは御指摘させていただいて、この件については終わらせていただきたいと思います。

それでは、引き続きまして、観光スポーツ部に、スポーツ大会等誘致推進費についてお伺いをします。

令和7年度の予算の概要についてお示してください。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長 本市のスポーツ合宿誘致等の推進を目的としたスポーツ大会等誘致推進費の令和7年度の予算は566万5千円を計上しております。

その内訳といたしましては、旭川市スポーツ合宿誘致等推進協議会への負担金として460万円、誘致活動に必要な旅費や調査費などで106万5千円となっております。

○上野委員 この件につきましては、私も、これまで、度々、御質問させていただいております。私のこれまでの観点としては、最初は、慶應義塾体育会野球部に誘致が決まったときから始まりまして、それまでのオリンピックや世界選手権クラスのメンバーを呼んでいたのが、慶應大学のOBの方のきっかけで、大学の野球部を誘致することになったことを、どうしてなんだというところからスタートしておりまして、そして、昨年度については、その中身について、あまりにも、誘致団体の決定に至って、はっきりとしたルールもなく、そして、その使うお金についても、規約の中を読んでも明確なルールがない中で支出されていた、そのことについても、今後どうするんだということで今まで質疑を続けてまいりました。

私の本心は、やっぱり、ルールをつくって、守ってほしいということなんです。誰がとか、どこがとかっていうんじゃなくて、やっぱりそういうルールをつくるべきだということで、この間、大綱質疑の中でも質疑させていただきましたけれども、今、そのことについては検討させていただいて

いる途中だというお答えをいただきましたので、それについては大変期待しているところであります。

それで、もう一度、私も初心に返る意味で、旭川市スポーツ合宿誘致等推進協議会の概要についてお示しいただきたいと思えます。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長 旭川市スポーツ合宿誘致等推進協議会は、官民連携による合宿誘致を推進するため、平成29年6月に、旭川市、旭川商工会議所、旭川観光コンベンション協会、旭川市スポーツ協会で設立した官民連携組織でありまして、会長1名、副会長3名、委員3名、監事2名の計9名の役員で構成しております。

活動は、主に旭川市からの負担金を財源に行っているところでありますが、予算案や事業計画は、役員が出席する総会において決定しているところでございます。

○上野委員 何度も確認しておりますが、旭川市と、それから、旭川商工会議所、旭川観光コンベンション協会、それから旭川市スポーツ協会、これらが一体となって協議会をつくっている、そこでの事業であるということですね。それから、もう一つは、予算案とか事業計画は、役員が出席する総会において決定しているということで確認をさせていただきます。

それでは、旭川市スポーツ合宿誘致等推進協議会総会の時期とその事業内容についてお示ください。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長 総会の開催時期であります、旭川市から同協議会への負担金の予算案が議決された後、スポーツ推進課に置く事務局や各組織の実務担当者から成る幹事会で新年度予算案や来年度の事業計画を作成し、例年、5月頃に総会を開催しているところでございます。

協議会の事業内容であります、官民が協力、連携しながら、合宿誘致活動の充実はもとより、合宿で来られた関係者へのサポート体制や合宿環境等の充実、また、全市的な歓迎の機運醸成に取り組んできたところでございます。

○上野委員 今の答弁にありましたように、この議決が通った後、幹事会がまず開かれて、そして、その後、総会が大体5月に開かれて、その中で、先ほども確認したように、事業計画、予算等が決定されるということを再度確認させていただきました。

それでは、次に、まず、会計年度についてどのようになっているのか、それについてお示ください。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長 協議会の会計年度であります、本協議会の規約第14条に定めますとおり、4月1日から翌年3月31日を1会計年度としております。

○上野委員 4月1日から3月31日まで、単年度会計というふうになっているということで理解いたしました。

それでは、この会計の中で、ちょっと調べさせていただいたんですが、繰越金が非常に多いように感じます。この推移を5年間お示しいただきたいと思えます。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長 繰越金の推移でございますが、令和元年度が254万5千582円、令和2年度が254万5千625円、令和3年度が254万5千648円、令和4年度が254万5千728円、令和5年度が254万5千764円となっております。

ざいます。

○上野委員 単年度決算であれば、繰越金があるっていうのはちょっとおかしいことなのかなと。特殊な事情があるのかと思いますけれども、普通、会計年度が3月31日に決まっても、それ以降に使うお金が発生する可能性があって、幾らかの繰越金ということを持っている団体は確かにあるんですけども、この4月1日から3月31日というのは、これ、やっぱり原則ここだと思うので、繰り越さずにやっぱり終わるべきじゃないかと私は思っているんですが、何かそういった特殊な事情があれば見解をお示しいただきたいと思います。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長 繰越金に関する御指摘でございます。

市が主体となっている実行委員会や協議会においては、その事業内容にもよるんですが、翌年度も事業継続が見込まれる場合には繰り越している例が大半かと思います。

旭川市スポーツ合宿誘致等推進協議会においても、毎年、一定程度、翌年度へ繰越ししているところでございますが、合宿誘致という事業の性格上、5月の総会前に急な事業執行が必要になる場合に備える必要があることから、これまで繰越金を計上してきたところでございます。

○上野委員 そういう理由があるということですね。先ほど金額も提示されましたけれども、254万円まではきちっと数字が5年間そろっているんで、ちょっと不思議な気がしましたけども、それは、今、何かいろんな事情があるというふうに説明は受けております。

ただ、実際の決算額が1千万円から1千600万円ぐらいの間に、1千600万円のときは東京オリンピックがあって、それにかかるお金があったんで多く払ったみたいです。大体1千万円から1千100万円ぐらいの予算で執行していると思うんですね。

その中で250万円といたら、4分の1が繰越しというのは、やっぱり、これ、かなりおかしいんじゃないかなと思うんですけど、それについてはどのようにお考えか、お示ください。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長 金額の大小については、事業内容や予算規模等により様々と考えておりますが、本協議会につきまして、日本代表合宿など比較的大所帯の申出にも一定程度対応できる金額をこれまで確保してきたところでございまして、本協議会の活動内容に照らし、繰越額が多いものとは考えていないところでございます。

○上野委員 確かに、そのようなことは考えられるのかもしれませんが。先ほど出した数字だけでは、これらが本当に使われたかどうかはなかなか分からないですね。250万円を繰り越して、その後、使ったかどうかはちょっと数字には出てきていないんで、これ、また改めてちょっと私のほうで調べていきたいと思います。

それでは、次の質問に行きますが、令和7年度の誘致団体が決まるまでの過程はどのようなになっているのか、お示ください。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長 協議会における事業計画の決定過程についてであります。

本協議会の事業費は、旭川市からの負担金収入を主な財源としておりますので、まず、市として同協議会の負担金の予算計上が初めに必要な手続であり、今議会でも同協議会の負担金として460万円を提案しているところでございます。そして、予算の議決を受けた後、協議会の事務局及び幹事会で、新年度の予算案及び事業計画を作成の上、総会に諮り、決定することとなります。

○上野委員 ただいま審議しているのは、市がその協議会に出す負担金について審議しているということですね。聞くとところによると、他の3つの団体からは、例年10万円程度の負担金である、だから、市が主に財源となっているというのは、そういう意味で理解してよろしいですね。ただ、形は官民一体になって協議してやるということでは間違いないと思っています。

それでは、2点を合わせて聞きますけど、これまで合宿の希望はどのぐらい来ているのか、それからまた、今年も慶應野球部の合宿を開催するのか、これについては決定なのか、一緒にお答えください。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長 まず、合宿の打診でございます。

令和7年度に向けた本市への合宿希望団体につきましては、問合せが1件来ているほかは、具体的な希望団体は現状では慶應義塾体育会野球部のみでございます。

また、来年度も、慶應野球部の合宿の開催の決定有無でございますけども、慶應義塾体育会野球部とは、令和7年度予算の編成作業に向けまして、昨年11月頃から情報交換を行いまして、本市での合宿の意向を確認できたことから、旭川市の事業であるスポーツ大会等誘致推進費に同部の誘致事業費を含めた事業費を予算提案したところでありますので、議決いただければ、予算に従い、執行させていただくことになります。

具体的に取り組むのは負担金支出先の協議会になりますので、最終的な決定は協議会での総会の議決事項になるものと承知しております。

○上野委員 今の段階では、市だけの話ですから、市としてはそういう思いであると。ただ、最終的にはその協議会の5月の総会において初めて決定となるという押さえで、これ、そういう理解でよろしいですか。

そういう理解であれば、これは大綱質疑のときにもお聞きしたんですけれども、この時点でまだ決定はしていないと私は判断しています。その決定はしていない状況で、市長は、市政方針の中で、慶應義塾体育会野球部の合宿が開催されると言いました。

このことについて、まだ決まっていないのに開催されるという言葉が私はちょっと違和感を感じたんですけれども、それに対する見解をお示しいただきたい。

○菅原観光スポーツ部長 どの団体を誘致していくかといったような個別の計画につきましては、協議会において決定することとなりますが、現時点では、同部以外の具体的な誘致団体がない中で、引き続き、本市のスポーツを通じたまちづくりを推進していくべきという市の考え方をお示したものでございます。

市政方針全般では、主要施策につきまして実施してまいりますですとか、あるいは行いますなどと述べておりますが、市の方針としての考え方を、議員をはじめ、市民の皆さんにお示ししております。前提として全ての事業につきましては、予算議決後に手続を経て行うものでありまして、市政方針で合宿が開催されますと述べたことにつきましては、他の事業と同様、一般的な取扱いであるものと認識しております。

○上野委員 私は、この開催されるというのは、私自身もちょっと自信がなかったんで、日本語に自信がないので、ちょっと調べたんです、開催されるとはどういうことかって。したら、開催するって書いてあって、これ、開催するってことです。これが、一般の市民が聞いたら、今年も慶應義塾の野球部の合宿を開催するんだって私は思うと思うんですね。今、その裏側にある市とし

ての考え方がちょっとありましたけども、推進していくという市の方針であれば、言葉は推進していくでよかったんではないかなと思うんですよ。なぜ、されるって使ったのかということについては、今の言葉では、ちょっと、表現上、私は納得いかないところなんですよね。

もう一度、その辺に関わって、開催するとか、されるとかっていう言葉を市政方針の中で使ったこと、これについて、部長がもしあれでしたら、副市長、お願いします。

○菅野副市長 ただいま、上野委員さんから、来年度、新年度の合宿誘致についてのお尋ねでございます。

お尋ねの趣旨は、協議会で最終的に決定される、その前に予算が決まって、協議会において決定される手続を経て初めて開催されるという事実になるというものについて、市政方針でフライングぎみではないのかという趣旨の御指摘だというふうに理解をいたしますけれども、先ほど部長から答弁させていただいたとおり、ほかの事業の表現の仕方、市政方針における仕方から見ても、問題があるとは私どもとしては考えてございません。

ただ、委員から御指摘がありましたように、市政方針に限らず、市が市民に向けて、あるいは議会の皆さんに向けて説明する文書であったり、資料であったりするものについては、誤解されるということは本意でございませので、誤解をされたり、あるいは、それによって不信を招くようなことがあったり、あるいは違う解釈をされるようなことがないように、そこは気をつけなければならないというふうに思いますし、市政方針に限らず、そういうことについては、これからも、これまで以上に心がけていかなければならない、そのように認識はしてございます。

○上野委員 ただいまの副市長の答弁をお聞きしまして、開催されると書いたことは通常行われることであると、市の中ではですね。それで、間違いはないっていう、間違いはないっていうか、書かれていることに、私は違和感を持ったって言うんですけど、違和感はないということの答弁でした。

ちょっと、私は、納得はやっぱりいかないです。というのは、やっぱり、協議会があって、そこでやっぱり官民で話し合いをする場があって、そして、その中には、このメンバーの名前は書いていませんけど、旭川の有力な方たちがその中に協議会のメンバーとしていて、その人方の御意見も、事前には聞かれているのか分かりませんが、正式にはやっぱり総会の中できちっとした審議がなされて初めて決定されるわけで、それが開催されるっていう言葉は、日本語は、私はどう考えても開催されるということは、開催すると言っていることですから、それはやっぱりフライングじゃないかなと私は思うんですよね。

そういう意味では、そういうお答えを、そういう感覚のお答えをいただけなかったもので、委員長、申し訳ありません。総括質疑をお願いいたします。

○えびな委員長 ただいまの御発言につきましては、総括質疑のお申出ということで取り扱わせていただきます。

引き続き、御質疑願います。

○上野委員 この件につきましては、これで終わりたいと思います。

それでは、続きまして、土木部です。

8款5項3目、春光台公園風の子館についてです。

都市計画公園整備費のうち、遊具更新等を行う公園施設等の長寿命化に関する令和7年度の全体

事業費と、そのうち、春光台公園で予定している予算額及び事業内容についてお伺いをしたいと思います。

○和田土木部公園みどり課主幹 8款5項3目の都市計画公園整備費のうち、公園施設などの長寿命化対策につきましては、工事請負費として3億6千万円、委託料として2千万円、全体事業費で3億8千万円を計上しております。

そのうち、春光台公園の整備につきましては、老朽化した木製遊具、風の子館の撤去費として3千200万円を計上しております。

○上野委員 この春光台公園の風の子館につきましては、私が近くの中学校に勤務していたときにできたんですよね、ここは。当時は、私は、この風の子館っていう名前を知らないで、ずっと私たちの中では宝くじ公園、宝くじ公園って言っていたんですよね。なぜ、私はそういう印象が深いかというと、ここは、ちょうど春光台中学と、それから、下にある啓北中学校という中学校の境目のところにありまして、当時、まだ学校がこのような落ち着いていない時代で、必ず、そこで中学生が待ち合わせをして、何かしらみ合っているとか、そういった情報が流れて、よく私は生徒指導で出かけていった公園でもありますし、また、私ごとでは、その裏にちょっと小さい小川みたいなものがちょっとあるんですよね。上から落ちてくる、もちろんそうですけども、そこに、何でしたっけ、ザリガニがいて、息子たちを連れてよくザリガニを取りに行った懐かしい公園でもあるんです。これは余談ですけども。

その風の子館の概要であるとか、この整備費についてお示しをいただきたいと思います。

○和田土木部公園みどり課主幹 風の子館は、一般財団法人日本宝くじ協会が公園などに大型遊具として設置し、寄附することを目的とした、宝くじ遊園地造成事業により整備された大型木製遊具であり、主な構成として、巨大な屋根ブリッジの下に屋根裏のような通路があるほか、ネット遊具やくぐり抜けトンネル、見晴らし台などの様々な遊びの仕掛けが組み込まれた遊具となっております。

本施設は、平成4年度から6年度にかけて整備されており、当時の整備費として、委託料で1千300万円、工事請負費で1億5千200万円、合計1億6千500万円の事業費となっております。

○上野委員 平成で言われるとなかなかイメージできないんですけど、1994年に、これ、日本で初めての木製の屋根つき遊具という、そういったことで言われていると、私も調べて知りました。

それで、次に、使用禁止になった経過についてお伺いしたいと思います。

○和田土木部公園みどり課主幹 風の子館が使用禁止となった経過につきましては、当該施設は、経年劣化により修繕を繰り返しながら維持管理を行ってききましたが、木製部材の腐食など部材の老朽化等により、子どもたちの安全な利用に支障が生じる箇所について、平成29年度から部分的に使用禁止の措置を講じてきておりました。その後も、使用禁止の箇所が徐々に広がっていましたが、令和5年度の遊具点検の結果で、施設全体の安全な利用状態の確保ができないと判断されたことから、同年5月に全面使用禁止としております。

○上野委員 平成29年度に部分禁止が始まって、令和5年度で全面使用禁止となったということで、そして、さらに劣化診断を行っておりますけれども、これはどなたが行ったのか、お示しいただきたいと思います。

○和田土木部公園みどり課主幹 遊具の劣化状況等診断につきましては、毎年、定期点検を実施しておりますが、春光台公園の指定管理者である公益財団法人旭川市公園緑地協会が一般社団法人日本公園施設業協会が認定、登録する公園施設製品安全管理士及び公園施設製品整備技士の資格を持つ事業者に委託して実施しております。

○上野委員 そのような手続を踏んで使用禁止に至ったということですが、それらのことにつきまして市民への説明は行ったのか、行ったとしたら、その経過についてお示しいただきたいと思います。

○星土木部公園みどり課長 春光台公園の遊具更新に関する市民への説明、周知につきましては、春光台公園運営協議会の協議結果を、その都度、ホームページで公表しておりますほか、遊具の更新整備案につきましても、ホームページやSNS等を通じ、広く市民に意見募集するなどの手続を行っております。

○上野委員 これら協議会の結果については、ホームページによる公表や、遊具の更新整備案の意見募集などの手続を取ってきたということでありますけれども、若干、市民のほうから説明が不十分だったのではないかという言葉聞いております。

遊具更新の検討を行っていく過程というのは、もう最初から風の子館の撤去ありきの話ではなかったのかというようなことも出ておりますが、それについての御意見を伺いたいと思います。

○星土木部公園みどり課長 風の子館につきましては、主要部材である木材の劣化が進んでいるほか、現在の遊具の安全基準に合致していない部分があること、今後の施設の維持管理費の抑制などを総合的に考慮した結果、風の子館を撤去した上で新たな遊具へ更新する検討を進めたものです。

○上野委員 若干、答弁が質問と合っていない感じもしますけれども、そういった考えで進めた、だから、当初から撤去ありきではなかったというようなことに理解をいたしました。

その後、こういった話が市民のほうに広まって行って、私もその後知ったことなんですけども、有志の会がもう一度検証したということを知っておりますけれども、その結果については確認しているかどうか、その辺についてはどうでしょうか。

○星土木部公園みどり課長 本市が実施した遊具点検の結果とは別な視点により行われました検証結果につきましては、東海大学札幌キャンパスで建築学、子ども環境学の研究を行っている教授からいただいた意見としまして、風の子館の構造は健全性が保たれており、損傷している部材は主に金属製の滑り台やトンネル、床の木製デッキ材などで、この部材を交換することで遊べる状態に回復するため、適切な費用により、どの範囲まで改修を行うのかを精査するべきとの意見を受けております。また、北海道立総合研究機構森林研究本部林産試験場からも、構造部材である屋根下の木製柱及びはりなどは十分に性能を維持している状態にあり、損傷は、外装、外壁、木製デッキ材であるため、補修が可能で、費用もさほどかからないとの意見を受けております。

○上野委員 異なる検証の結果が出てきているという、もちろん調べた人たちの見方があるんだと思います。

それで、この中で、よく名前が出てきます春光台公園運営協議会という会があるそうですが、その概要についてお示しいただきたいと思います。

○和田土木部公園みどり課主幹 春光台公園運営協議会は、同公園の多様性に富む利活用を推進することを目的に、今後の整備及び管理運営等の在り方について市民が意見交換を行う場として、令

和5年度に、学識経験者、地元市民委員会、地元商工振興会、公園指定管理者のほか、自然保護団体や公募市民により構成される同協議会を設置し、これまで公園内の遊具改修や園路整備などについて意見交換を行ってきております。

○上野委員 2点一緒に聞きますけれども、市は、春光台公園風の子館の魅力についてどのように感じているのか、まず、お聞かせ願いたい。

そして、さらに、風の子館の劣化診断については様々な見解があるようですが、これについては再考すべきと考えるが、それについても併せてお答えください。

○星土木部公園みどり課長 風の子館は、背後を自然林に覆われた緩斜面の敷地に設置されたものであり、今までにない遊びの要素を持つ遊具、四季を通じて利用可能な遊具、公園全体とのつながりを考慮した遊具というデザインを基本として整備されたものです。遊具の整備以来、30年にわたり、春光台公園のシンボリックな施設として、多くの子どもたちに親しまれてきた遊具であると認識しております。

見解のほうにつきましてです。

本市指定管理者が行った遊具安全点検は、先ほども述べましたとおり、公園施設製品安全管理士及び公園施設製品整備技士の有資格者に委託して実施したものであり、点検結果については適正なものと考えております。

○上野委員 それでは、もう既に予算の中にも組み入れておりますけれども、新遊具の更新についてはどの程度の予算を考えているのか、それで、さらに、修繕するほうが安価だ、安いというふうに言っている専門家もいるんですが、その見解についてお示しください。

○星土木部公園みどり課長 現在設置を予定している遊具の整備費として約1億1千万円程度を見込んでいます。

修繕のほうが安価だということの見解についてですけれども、風の子館につきましては、主要部材である木材の劣化が進んでいることから、木材の割れや大きなさくれなどが発生する可能性があるかと認識しておりまして、現状の部材を生かして使用する場合は、相応の修繕費が必要になると考えておりますが、どのような手法でどの部分を修繕するのかによってその費用が変動するかと考えております。

○上野委員 大雪と石狩の自然を守る会の寺島一男氏も、月刊誌の中でこのように言っています。他の専門家からの具体的な指摘と見解があるときは、改めて更新案を比較検討することが大切であると、風の子館に対する記事の中でこのように語っております。

これについての見解をお示しいただきたいと思います。

○和田土木部公園みどり課主幹 先ほども答弁しましたとおり、本市指定管理者が実施した遊具安全点検の結果については適正なものかと認識しておりますが、一方で、風の子館を撤去し、新遊具を設置するという方法ではなく、修繕により現在の風の子館を生かした形で再活用するという手法の提案もいただいているところです。

整備手法を比較し、検討するためには、修繕案の検討を行う調査の実施が必要であると考えております。

○上野委員 この項目、最後になります。

現在予定している撤去工事を保留し、風の子館を生かした形で修繕により活用を図る方法を検討

するつもりはないかどうか、お伺いいたします。

○富岡土木部長 風の子館の修繕による活用についてでございます。

現在の整備案は、遊具の安全性の確保を第一に考えて、また、将来的な維持管理費についても考慮した上で、春光台公園運営協議会での意見交換、また近隣の小学校、幼稚園などへのアンケート調査、またさらに緑の審議会での協議など、市民参加の手続を経て作成したものでございまして、昨年から本市のホームページにおきましてもその内容について公表しているというところでございます。その後、昨年の第3回定例会において、風の子館を修繕し、今後も活用すべきといった御指摘や、あと、そのほかにも、今回の質疑にもありましたが、同様の御意見をいただいているということでございます。

春光台公園の遊具更新に関する事業につきましては、現施設が木製ということで、年々、劣化が進行しているということも予想されますし、場合によっては、詳細な方法で正確に状態を把握することが必要となる部材もある、そういうことも考えなければなりません。現施設の状態を正確に把握した上で、そうした御意見をいただいていることについて、その可能性を含め、来年度の早い時期に調査を実施することを検討してまいりたいと考えております。

○上野委員 前向きな答弁をいただきました。ぜひ、検討をしていただきたいと思います。

この項目は、これで終わります。

それでは、時間がありませんが、最後の項目に入ります。

公園のバリアフリー化について、8款5項3目の都市計画公園整備費のうち、公園バリアフリー化の事業概要についてお伺いをいたします。

○和田土木部公園みどり課主幹 8款5項3目の都市計画公園整備費のうち、公園のバリアフリー化につきましては、工事請負費として5千万円を計上しております。

主な事業概要としましては、東光公園トイレのバリアフリー化に伴う園路整備、神陵公園の既存トイレ建て替えなどを予定しております。

○上野委員 これまで市内の公園においてバリアフリー化の対策を進めてきていると思われませんが、過去の整備実績についてお伺いいたします。

○和田土木部公園みどり課主幹 公園のバリアフリー化対策につきましては、国土交通省の都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業を活用し、令和5年度から着手しております。

次に、整備の状況でございますが、昨年度は、大成公園と千代田公園のトイレ建て替え2か所、今年度は、東光公園のトイレ建て替え1か所と、大成公園と千代田公園のトイレ建て替えに伴う園路整備を行っております。

○上野委員 バリアフリー化を実施する公園、これはどこを選定するのかという考え方を定めていると思いますが、その選定基準と整備の対象施設についてお伺いいたします。

○星土木部公園みどり課長 バリアフリー化を実施する公園の選定につきましては、公園トイレでは、設置後30年以上が経過し、かつ、旭川市地域防災計画の指定緊急避難場所に指定されている公園を対象として、利用状況などを考慮した上で整備の優先順位を決定しております。

次に、整備対象とする施設ですが、公園トイレの建て替えのほか、トイレへ向かう園路についても併せて整備を行っております。

○上野委員 旭川市地域防災計画の指定緊急避難場所に指定されている公園、これを対象にしてい

るというだけで、本当にこれでいいのかなという気がして、今、答弁をお聞きしました。

それでは、公園トイレを建て替えし、バリアフリー化対策を行っていることを今の答弁で確認させていただきましたが、バリアフリー化対策を行う上での基準、これらがあればお示ししていただきたいと思います。

○和田土木部公園みどり課主幹 公園トイレを設置する際は、国土交通省が定める都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインに基づき整備を実施しており、ガイドラインでは、施設整備に当たり、段差を設けない、腰かけ便座及び手すり、オストメイト用水洗器具などの設置、出入口の有効幅などの基準を満たす必要があるとされております。

○上野委員 最後の質問になりますけれども、先ほども申し上げましたけれども、地域防災計画に指定されている公園、これを中心にバリアフリー化を進めるということでもありますけれども、今、障害を持たれている方は、近くの公園へ行ったり、いろんなところへ行かれると思うんですね。そういったときに、既存の施設のバリアフリー化も、これも同時に進めていくべきじゃないかと私は考えるんですけども、市の今後の整備の考え方について見解をお伺いして、この項目を終わりたいと思います。

○星土木部公園みどり課長 市内公園におけるトイレなどの施設のバリアフリー化についてですけれども、市内の公園施設では、老朽化が進んでおり、また、更新や撤去などの今後の方針設定が必要な施設が、街区公園を含め、多数ございます。その中でも、災害時の避難場所として地域防災計画で指定される公園は、有事の際に誰でも公園トイレを活用できるよう整備する必要があり、バリアフリー化対策を実施する公園として整備を進めてきております。

しかし、整備や更新には多額の費用を要するほか、日常的な維持管理も含め、その費用が年々増加傾向にあるため、財源の確保も含め、今後、施設の適切な管理や更新の対応が大きな課題であると認識しております。

このため、それぞれの公園の特性や利用状況などを把握した上で、優先順位を判断しながら、インクルーシブの取組と併せて、誰もが快適に楽しく利用できる公園整備に努めてまいります。

○えびな委員長 それでは、本日の分科会は、以上で終わりたいと思います。

なお、3月17日午前10時から、本日に引き続き分科会を開きますので、定刻までに御参集願います。

本日の分科会は、これで散会いたします。

散会 午後4時25分